

福井市元副市長及び元上下水道事業管理者が略式起訴を受けた事案に係る

調査・審議報告書

令和7年8月27日

福井市特別職職員等倫理委員会

目 次

	頁
第 1 要請の内容	1
第 2 本報告の趣旨	1
第 3 事実関係等調査	1
1 本件第 1 事案（地方公務員法違反の事案）	2
2 本件第 2 事案（公職選挙法違反の事案）	3
3 本件事案後の福井市の対応・その他	4
第 4 認定事実	4
1 本件第 1 事案	4
2 本件第 2 事案	8
3 本件事案において共通して関連する事項	10
4 本件事案後の福井市の対応・その他	11
第 5 福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程	14
第 6 倫理規程違反の認定と事実の評価	16
1 本件第 1 事案	16
2 本件第 2 事案	17
第 7 福井市の対応についての適否	18
1 調査・処分・本委員会による調査を検察官の判断後にしたことについて	18
2 任期満了による退任とし、辞職願の受理をしたことについて	19
3 退職金を満額支給したことについて	19
第 8 西行市長の責任	20

第 9	再発防止策を検討するにあたっての前提事実	21
1	調査の方法	21
2	本件第 1 事案に対しての市職員の認識	21
3	本件第 2 事案に対しての市職員の認識	22
4	倫理規程に対しての市職員の認識	22
5	職務に対する働きかけの記録等取扱規程について	22
6	福井市退職者の再就職に関する取扱要綱について	24
7	福井市職員等の公益通報等に関する要綱について	25
8	働きかけについて	25
9	再発防止についての福井市職員の意見	25
10	福井市職員に対しての研修の現状	26
第 10	再発防止策の提言	26
1	はじめに	26
2	法令や倫理規程の理解と遵守の徹底	27
3	各福井市職員が法令や倫理規程の遵守できる体制の整備	28
4	小括	31
第 11	総括	31

《資料編》

資料 1	福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程	資 1
資料 2	福井市退職者の再就職に関する取扱要綱	資 11
資料 3	職務に関する働きかけの記録等取扱規程	資 13
資料 4	福井市職員等の公益通報に関する要綱	資 17
資料 5	アンケート調査結果（公職選挙法違反関係）	資 25
資料 6	アンケート調査結果（再発防止策関係）	資 33

第1 要請の内容

本委員会は、西行茂福井市長（以下、「西行市長」という。）より、令和7年4月14日、下記の調査及び審議の要請を受けた。

記

- 1 次の事案において略式起訴を受けた本人及び関係者に対する事実関係等の調査
 - (1) 元副市長が地方公務員法違反で令和7年3月26日に略式起訴を受けた事案（以下、「本件第1事案」という。）
 - (2) 元上下水道事業管理者が公職選挙法違反で令和7年3月26日に略式起訴を受けた事案（以下、「本件第2事案」といい、本件第1事案と本件第2事案を併せて、「本件事案」という。）
- 2 福井市職員の倫理の保持及び確保を図るための次の事項についての審議
 - (1) 本件事案における福井市の対応の検証
 - (2) 上記1の調査及び上記（1）の検証を踏まえた市長の責任についての意見
 - (3) 本件事案についての再発防止策の提言

以上

第2 本報告の趣旨

本委員会は、下記第3及び第9記載の調査及び5回にわたる本委員会での審議を経て、本件事案についての事実確認及び福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程（以下、「倫理規程」という。）の違反の有無（上記第1、1）、本件事案における福井市の対応についての事実確認及び妥当性（上記第1、2（1））、本件事案に関しての市長の責任（上記第1、2（2））、及び再発防止策（上記第1、2（3））について結論付けるに至ったので、本報告をするものである。

第3 事実関係等調査

本委員会は、上記第1記載の西行市長からの要請に基づき、本件事案についての事実確認、倫理規程違反の有無、本件事案における福井市の対応についての事実確認及び妥当性、本件事案に関しての市長の責任の検討のため、以下を内容とする調査（以下、「本件調査」という。）を行った。

なお、本委員会の性質上、本件調査は、調査対象者の任意の協力に基づいて行わざるを得ない。この点、本件調査において、概ね、調査対象者からの任意の協力を受けることができ、一通りの調査を行うことができた。ただし、調査対象者がヒアリングにおいて「覚えていない」や「存在しない」と供述している事実、「破棄した」としている資料等について、本委員会においてそれ以上の調査を行う権限も能力も有していないことから、本委員会で行える範囲で可能な限り行った下記の調査の結果に基づいて事実の確認及び意見をすることとなることを付言する。

1 本件第1事案（地方公務員法違反の事案）

（1）関係書類の確認

- ①本件第1事案の公訴事実の要旨（令和7年4月9日付け福井地捜第193号）
- ②本件第1事案の略式命令（写し）
- ③本件第1事案に係る地域密着型サービス事業者の選定に関する内部決裁書類
- ④本件第1事案に関する公募申請書類
- ⑤本件第1事案の前年度に行われた地域密着型サービス事業者の選定に関する内部説明資料
- ⑥本件第1事案の前年度に行われた地域密着型サービス事業者の選定に関する公募申請書類
- ⑦ヒアリングを実施した福井市職員（元職員を含む。）の人事記録台帳
- ⑧令和4年度福井市職員名簿
- ⑨令和4年6月21日（火）におけるA氏（下記（2）②にて定義する。）と元副市長のスマートフォンのアプリケーションソフト「LINE」（以下、「LINE」という。）のやりとり
- ⑩令和4年6月21日（火）午前9時03分に元副市長からA氏に送信された画像（本件第1事案に係る地域密着型サービス事業者の選定に関しての、応募事業者の法人名、予定地等が記載された書面が撮影された写真データ）
- ⑪令和4年5月23日から令和4年8月17日までの間に、A氏が元副市長に対して添削を依頼するために送付した「事業計画提案書」と題する書面

（2）ヒアリング

- ①元副市長（本件第1事案当時福井市福祉部長）
日時：令和7年5月7日15時20分から16時30分まで
場所：清水健史総合法律事務所
- ②A氏（福井市職員OB、本件第1事案当時社会福祉法人B（以下、「B法人」という。）職員）（以下、「A氏」という。）
日時：令和7年5月7日13時00分から15時00分まで
場所：A氏宅
- ③C氏（本件第1事案に係る地域密着型サービス事業者選定にあたっての選定委員会委員長）（以下、「C委員長」という。）
日時：令和7年5月16日13時00分から14時10分まで
場所：福井市役所本館8階研修室
- ④D氏（本件第1事案に係る地域密着型サービス事業者選定にあたっての選定委員会委員（市民代表））（以下、「D委員」という。）
日時：令和7年5月23日10時00分から10時40分まで
場所：清水健史総合法律事務所

- ⑤E氏（本件第1事案に係る地域密着型サービス事業者選定にあたっての選定委員会委員（福井市職員））（以下、「E委員」という。）

日時：令和7年5月16日16時00分から17時00分まで

場所：福井市役所本館8階研修室

- ⑥F氏（現在の地域密着型サービス事業者選定業務を担当する福井市の部長）（以下、「F部長」という。）及びG氏（現在の地域密着型サービス事業者選定業務を担当する福井市の課長）（以下、「G課長」という。）

日時：令和7年5月16日14時20分から15時20分まで

場所：福井市役所本館8階研修室

2 本件第2事案（公職選挙法違反の事案）

（1）関係書類の確認

- ①公訴事実の要旨（令和7年4月9日付け福井地捜第193号）
- ②本件第2事案の略式命令（写し）
- ③ヒアリングを実施した福井市職員（元職員を含む。）の人事記録台帳
- ④令和5年度福井市職員名簿
- ⑤「資料 出陣式、総決起大会について」と題する書面（写し）
- ⑥「全日程 時系列表（案）」と題する書面（写し）

（2）ヒアリング

- ①元事業管理者（本件第2事案当時福井市企業管理者）

日時：令和7年5月2日9時30分から10時20分まで

場所：清水健史総合法律事務所

- ②A氏

日時：令和7年5月7日13時00分から15時00分まで

場所：A氏宅

- ③H氏（本件第2事案当時の福井市企業局上下水道経営部長）（以下、「H元部長」という。）

日時：令和7年5月12日11時20分から12時00分まで

場所：清水健史総合法律事務所

- ④I氏（本件第2事案当時の福井市企業局上下水道事業部長）（以下、「I元部長」という。）

日時：令和7年5月12日10時15分から11時00分まで

場所：清水健史総合法律事務所

（3）アンケート

- ①対象者：本件第2事案当時の福井市企業局課長補佐以上の職員30人、本件第2事案当時の福井市倫理監督者（部長級職員）21人

②回答期間：令和7年5月22日から5月26日まで

③回答方法：インターネット（電子申請）による回答

3 本件事案後の福井市の対応・その他

(1) 関係書類の確認

退職に関する関係条例等の例規

(2) ヒアリング

①西行市長

日時：令和7年5月27日9時00分から10時00分まで

場所：福井市役所本館8階研修室

②J氏（本件第2事案の書類送検時の総務部長）（以下、「J元部長」という。）及びK氏（本件第1事案の書類送検時及び略式起訴時の総務部長（以下、「K元部長」という。）及びL氏（本件第2事案の書類送検時以降の総務部職員課長）（以下、「L課長」という。）

日時：令和7年5月26日13時00分から14時00分まで

場所：福井市役所本館8階研修室

第4 認定事実

本委員会が、上記第3記載の調査に基づいて認定した事実は、以下の通りである。なお、上記第3記載の通り、本委員会における調査には限界があり、その行うことができた調査内で得られた情報に基づいて認定できた事実が以下の通りであることを付言する。

1 本件第1事案

(1) 本件第1事案自体について

①元副市長は、平成元年に福井市に就職し、令和4年5月当時、福井市の福祉部長であった。令和6年1月より、副市長となった。

②A氏は、昭和49年に福井市に就職し、平成23年に退職した福井市の元職員であり、退職後の平成25年からB法人の職員として勤務していた。

③A氏が福井市役所在職中、元副市長との間で直接の面識はなく、同じ部署で上下関係になったこともなかった。ただ、元副市長は、A氏のことを先輩職員として知ってはいた。

④A氏は、退職後、介護事業を行っているB法人に就職したことから、介護職員の担当者としての関係で、元副市長との間で繋がりができた。

⑤年に1度か2度、一定程度繋がりのある福井市職員OBと同様に一定程度繋がりのある福井市職員と懇親を深める集まりがあり、A氏はこれに参加していた。

た。この集まりに元副市長も参加するようになったことから、その集まりの場で、年に1度から2度の頻度で定期的にA氏と元副市長で会うことができるようになった。ただし、そのような集まりの場で一緒にいるのみであって、個人的な付き合いがあったわけではなかった。

⑥令和4年5月23日、福井市は、第8期介護保険事業計画に基づいて地域密着型サービス事業者を複数選定するうちのひとつとして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を2ユニット選定することとし、募集要項を公表した。

⑦グループホームの選定方法は、以下の通りである。

- ・ 選定を希望する事業者は申込期限までに参加の意思表示を行い、必要書類の提出期限までに書類を提出する。
- ・ 選定は、選定委員会において行う。選定委員の構成は福井市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱に基づいて5名以内とされ、学識経験者、会計専門家、市民代表、福井市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命するとされている。
- ・ 令和4年5月23日に募集要項を公表した公募にあたっての選定委員としては、学識経験者2名、会計専門家1名、市民代表1名（D委員）、福井市職員1名（E委員）の合計5名であった。学識経験者2名のうちの1名（C委員長）が、選定委員会の委員長として定められていた。
- ・ 各選定委員は、公募に参加する事業者の提出書類及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に基づき、審査項目ごとに評価を行う。すなわち、各選定委員は、それぞれ持ち点として200点を有しており、提出書類の確認及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）を経て、審査項目ごとに割り振られた得点に従って各事業所に点数を付けていく。そして、各審査員の単純な点数の合計で順位を付け、募集数に達するまでの上位の事業者が、選定される事業者となる。
- ・ 各選定委員は、面接が実施される前に、福井市職員から提出書類を受領し、事前に確認してから面接に臨む。
- ・ 各審査員の点数の単純な合計に基づいて選定事業者が選ばれる以上、仮に福井市職員が恣意的に業者を選択しようとしても、直接的に行う方法はない。仮に福井市職員が特定の業者を選定にあたって有利に導こうとするならば、選定委員に依頼するか、提出書類の作成及び面接をサポートするかのどちらかと考えられるが、いずれも間接的な方法であり、確実に有利に導けるわけではない。

⑧令和4年6月頃、B法人は、福井市に対して、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定を受けるため申し込んだ。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定に応募した事業者数は、B法人を含めて6事業者であった。

- ⑨令和４年６月頃、Ａ氏は、元副市長に対して、ＬＩＮＥを使用して、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定を受けるために応募している事業者名と選定委員の名前の教示を依頼した。
- ⑩元副市長は、Ａ氏に対して、ＬＩＮＥを使用して、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定を受けるために応募している事業者名と選定委員が記載された書面を写真に写して送付する方法で情報を提供した。元副市長とＡ氏のＬＩＮＥのやりとりからは、元副市長がＡ氏及びＢ法人に対して配慮し、Ｂ法人が選定されるために対応していることを伺わせる元副市長からのＡ氏に対するメッセージが複数にわたり存在していた。
- ⑪Ａ氏が情報提供を依頼したのは、Ｂ法人の理事長からの依頼によるものであり、Ａ氏は、提供を受けた情報をＢ法人の理事長に渡した。
- ⑫応募している事業者名を知ることや選定委員を知ること、提出書類や面接において重視すべき事項や想定される質問等が若干予想しやすくなる可能性はあるものの、直接的に大きな効果があるとは認められなかった。そして、その他ヒアリングを通して、情報提供を求めた具体的動機は明らかとならなかった。
- ⑬Ａ氏は、元副市長に対して、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定のための提出書類のうち、Ａ氏が作成した事業計画提案書の添削を求めた。
- ⑭元副市長は、Ａ氏から送付された事業計画提案書を添削した。なお、Ａ氏、元副市長ともに、添削部分は、「てにをは」程度であると供述している。「てにをは」程度といっても、どの程度か幅がありうるところ、Ａ氏が元副市長に対して提供した事業計画提案書とＢ法人が福井市に提出した事業計画提案書を比較してみると、内容面で大きく追加・削除・修正されているとまでは認められなかった。ただし、特に形式面では、文章を短くして端的な文章にする、記載されている内容や箇条書きの内容を整理して理解しやすくする、文章を提案書にふさわしい文章とする等の修正が加えられていた。すなわち、元副市長による添削によって、形式面で、行政機関に出す文書としてより適切な書面となったことは事実として認められる。なお、Ａ氏、元副市長ともに、添削前及び添削後のデータを削除してしまったとのことであり、比較した事業計画提案書の変更部分全てが元副市長による添削によるものとは限らず、元副市長による添削の後で、Ａ氏自身が事業計画提案書を修正した可能性があり、その意味で、どの部分が元副市長による添削か、したとしてどの程度の添削を行ったかは、本委員会では認定できない。他方で、元副市長は、大きく添削をすればするほど、法人の実態との乖離を引き起こすことになり、かえって法人に問題を引き起こすことに繋がりがねないことから、訂正できる範囲は非常に限られる（結局は「てにをは」程度しか修正できない。）と供述しており、この点については、確かに内容面で大きな修正まではされておらず、一定程度理解しうるところと考えられる。

- ⑮ A氏は、元副市長に対して、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定のためのプレゼンテーション原稿の添削を求めた。
- ⑯ 元副市長がプレゼンテーション原稿の添削をしたのか、したとしてどの程度したのかについては、本件調査では明らかとならなかった。
- ⑰ 上記⑩記載の情報提供及び上記⑭の添削以外に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に関してA氏が元副市長に対して何らかの行為を求め、又は元副市長がA氏又はB法人に対して何らかの行為を行った事実は、本件調査においては判明せず、事実としては認定しない。
- ⑱ 上記⑩記載の情報提供及び上記⑭の添削によって元副市長がA氏その他の者から金銭等の見返りを受けた事実は本件調査においては判明せず、事実としては認定しない。
- ⑲ 選定委員会による選定の結果、B法人は834点で、他の事業者よりも高い評点で認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業者として選定された。なお、次順位の事業者の評点は784点、さらに次の順位の事業者（選定されなかった事業者）の点数は636点であった。
- ⑳ 元副市長、A氏、又はその他の第三者が、B法人が選定を受けるために選定委員に何らかの働きかけを行った事実は本件調査においては判明せず、事実としては認定しない。
- ㉑ 選定委員会の委員において、B法人が選定を受けた認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定に関して、何らかの違和感、不信感、その他記憶に残るような事実があったという供述は一切なかった。
- ㉒ 元副市長の情報提供及び添削行為が選定結果に影響を与えたかは明らかでない。B法人が応募した事業者や選定委員の情報を得たことによって、B法人が具体的に有利になった事情は見つかっていない。他方で、選定委員は、書類及びプレゼンテーションの資料によって点数を定める以上、少なくとも事業計画提案書を添削したことによって、選定委員の評点に影響を与えた可能性は否定できない。ただし、元副市長及びA氏は、修正は「てにをは」程度であったことを主張しており、A氏が元副市長に対して提供した事業計画提案書とB法人が福井市に提出した事業計画提案書を比較したところ、内容面では大きな修正・追加・削除等は存在しなかった。他方で、当該比較によると、形式面で、行政機関に出す文書としてより適切な書面となったことは事実として認められるところではあるが、今回の選定方法は具体的な評価項目についてそれぞれ点数を付けていく方式であって全体としての印象等に基づく評価がされることとはなっていない以上、文章の形式面が適切になったから評価が上がるかというとは必ずしもそうではない選定方法と言える。さらに言えば、本委員会の調査によって選定の結果に影響を与えたという具体的事実が判明したわけではなかった。

そうである以上、本委員会としては、元副市長の情報提供及び添削行為が選定結果に影響を与えた事実は、B法人にとって有利な影響を与えた可能性が全くないとはいえないものの、最終的には、本件調査によっては認められなかった、と結論付けざるを得ない。

- ②③元副市長が情報提供及び添削行為に及んでしまった動機としては、決して全く問題がない行為とは考えていなかったものの、他の事業者との間で不公平にならない範囲であれば、という甘い認識で、先輩からの要請に断り切れずに行ってしまったとのことであった。

(2) 本件第1事案と関連する事項

- ①本委員会としては、本件第1事案がたまたま顕在化したものの、実際には1回に限った話ではなく、A氏やB法人から元副市長への依頼及び当該依頼に対する元副市長の対応が常態化しているのではないか、というのは当然に発生しうる疑問であり、このような観点からも、調査を行った。
- ②しかしながら、本件第1事案以外に、A氏やB法人が元副市長に対して何らかの行為を求め、又は元副市長がA氏又はB法人のために何らかの行為を行った事実は本件調査においては判明せず、事実としては認定しない。

2 本件第2事案

(1) 本件第2事案自体について

- ①元事業管理者は、昭和58年に福井市に就職し、令和5年12月当時、福井市企業管理者であった。
- ②A氏は、昭和49年に福井市に就職し、平成23年に退職した福井市の元職員であり、退職後の平成25年からB法人の職員として勤務していた。
- ③A氏と元事業管理者との間では、A氏が市役所在職時及び退職後含めて、相互に面識はあり、懇親の場に同席したことはあるものの、直接の上下関係があったことはなかった。
- ④西行市長と元事業管理者の間は、高校・大学の先輩後輩の間柄であって、個人的にも付き合いが深く、元事業管理者は、個人的に西行市長の選挙を応援したいという気持ちを有していた。
- ⑤西行市長とA氏との間は、同僚として仕事をしたり、懇親の場で一緒になったりすることがあり、A氏もまた、個人的に西行市長の選挙を応援したいという気持ちを有していた。
- ⑥令和5年11月27日、A氏は、元事業管理者に対して電話をかけ、福井市企業管理者室にいた元事業管理者を訪問した。
- ⑦A氏は、元事業管理者に対して、出陣式、総決起大会の日時のA4版の資料(「資

料 出陣式、総決起大会について」と題する書面)と、立会演説会等のスケジュールが記載されたA3版の資料(「全日程 時系列表(案)」と題する書面)を渡して、参加してほしいとお願いした。その後A氏は帰宅した。

- ⑧元事業管理者は、同日、H元部長及びI元部長を福井市企業管理者室に呼び、上記⑦で渡されたA4版とA3版の資料のコピーを渡して、出陣式や総決起大会、個人演説会に行してほしいこと、課長補佐以上に周知してほしいこと、当該資料を課長補佐以上に渡してほしいことを伝えた。
- ⑨元事業管理者は、H元部長及びI元部長だけでなく、J元部長に対しても、A4版とA3版の資料のコピーを渡した。ただし、渡した事実自体は認定できるものの、具体的な時期や方法、話した内容までは記憶にないとのことで、本件調査によってはそれらの具体的な事実までは認定できない。
- ⑩H元部長及びI元部長を通して、企業局内に、J元部長を通して、企業局以外にも相当程度A4版とA3版の資料のコピーが広がった。
- ⑪元事業管理者の認識としては、個人的に、西行市長を応援していた。ただ、投票を呼び掛けてもいないし、出陣式や総決起大会、個人演説会に行くことを強制してもおらず、それらの集会が行われるスケジュールを周知したに過ぎないという認識である。また、誰に投票するかにかかわらず、福井市職員としては今後福井市長の下で働く以上、その話を聞いたほうがよいという思いもあった。そのような意味で、選挙運動を行うことが違法であることは分かっていたけれども、このような周知程度であれば、違法ではないだろうという認識だった。
- ⑫上記⑧、⑨及び⑩の選挙運動によって元事業管理者等(元事業管理者以外の本件第2事案にかかわった職員を含む。)がA氏その他の者から金銭等の見返りを受けた事実は本件調査においては判明せず、事実としては認定しない。
- ⑬令和5年12月3日に福井市長選挙が告示され、令和5年12月10日に開票がされた。開票の結果、西行市長が44,218票、次点の候補者が41,895票を得票し、西行市長が当選した。
- ⑭本件第2事案が選挙結果に影響を与えたかについては明確に断定することはできないが、本件第2事案によって福井市役所全体に広がったというわけではなく、限定的な範囲内で広がったにとどまること、福井市長選挙の西行市長と次点の候補者が約2,300票差であって本件第2事案による福井市役所内での広がりや覆りうるような票差ではないこと、広がりの対象のほとんどが元より西行市長を応援していたとのこと等に鑑みれば、選挙結果を覆すほどの影響まではなかった可能性が高いのではないかと考えられる。もっとも、接戦であったことは周知の事実であって、覆った可能性やより接戦となった可能性は否定できないことを付言する。

(2) 本件第2事案と関連する事項

- ①本委員会としては、本件第2事案がたまたま顕在化したものの、実際には1回に限った話ではなく、今回の福井市長選挙でも、さらにはそれ以外の選挙においても、福井市職員による選挙活動が常態化しているのではないか、というのは当然に発生しうる疑問であり、このような観点からも、調査を行った。
- ②しかしながら、本件第2事案以外に、明らかに公職選挙法違反に該当する事実は本件調査においては判明せず、事実としては認定しない。
- ③ただ、出陣式や総決起大会、個人演説会のスケジュールの周知については特に問題はないとの認識の下で普通に行われたという供述も見られ、これらが公職選挙法違反に該当するかどうかは別として、本件第2事案と類似した事案が過去の選挙においても見られたことはあるようである。
- ④もっとも、今回の選挙は、西行市長の経歴が、福井市役所の一般職出身であったということで、福井市職員が応援したいという気持ちがより強い選挙であったことは事実のようであり、このような背景が、本件第2事案を引き起こしたという見方も可能である。

3 本件事案において共通して関連する事項

(1) A氏と現職職員との関係性について

- ①本件第1事案及び本件第2事案の双方ともに、A氏の行動を発端としており、たまたま本件事案が発覚したものの、これらは氷山の一角であって、現職の福井市職員が、A氏から法令違反や規程違反に該当しうる行為を要求され、それに応じていることが常態化しているのではないかと、というのは当然に発生しうる疑問であり、本委員会は、この点も意識して本件調査を行った。
- ②しかしながら、本件調査の現状においては、本件事案以外に、A氏が別の福井市職員に対して不当な影響力を行使したり、不当な要求をしたりしている事実や福井市職員がそのようなA氏による行為に基づいて不当な対応をしたことは判明していない。

(2) 福井市職員OBと現職職員との関係性について

- ①また、本件第1事案及び本件第2事案の双方ともに、福井市職員OBであったA氏の行動を発端としており、元副市長、元事業管理者が応じたのも相手が福井市職員OBであることの要素が強いことが認められることから、たまたま本件事案はA氏に関する事件であるものの、これらは氷山の一角であって、現職の福井市職員が、福井市職員OBから法令違反や規程違反に該当しうる行為を要求され、それに応じていることが常態化しているのではないかと、というのは当然に発生しうる疑問であり、本委員会は、この点も意識して本件調査を行った。
- ②しかしながら、本件調査の現状においては、本件事案以外に、福井市職員OBが

別の福井市職員に対して不当な影響力を行使したり、不当な要求をしたりしている事実や、福井市職員がそのような福井市職員OBによる行為に基づいて不当な対応をしたことは判明していない。

(3) 第三者と現職職員との関係性について

①さらに、たまたま福井市職員OBであるA氏の行動を発端とした本件事案が発覚したものの、これらは氷山の一角であって、福井市職員が、第三者（市役所内の上司、同僚、議員、事業者、一般市民等）から法令違反や規程違反に該当する行為を要求され、それに応じていることが常態化しているのではないか、というのには当然に発生する疑問であり、本委員会は、この点も意識して本件調査を行った。

②しかしながら、本件調査の現状においては、本件事案以外に、第三者からの影響を不当に受けて、福井市職員が職務を不当に行っている事実は判明していない。

(4) 本件事案以外の事案が判明しないことについて

①上記(1)から(3)のとおり、A氏による別の職員に対しての事案、A氏以外の福井市職員OBによる事案、A氏以外の第三者による事案は、現状において判明していない。これは、上記のとおり、リソース、権限、期間が限られている本委員会による本件調査では、ヒアリング及びアンケートを実質的な情報源とするしかなく、新たな事案を発見できるよう最善の努力をしているものの、限界があることも一つの要因となっている可能性がある。

②もっとも、本件事案に関しての調査は、警察、検察の捜査機関によって行われており、当該捜査機関は、長期間にわたり、相当量のリソースを使用して、法的な権限に基づいて捜査してきたようであり、このことは本件調査からも伺われた。そのような警察、検察の捜査機関の捜査によって立件された事案が本件第1事案及び本件第2事案のみであって、それ以外に立件がされなかったという事実は、本件事案以外に、第三者からの影響を不当に受けて、職務を不当に行っている事実（少なくとも本件事案よりも不当な事実）については存在しないことが伺われ、少なくとも、本委員会がそのように認定することについても一定の合理性があることが認められる。

4 本件事案後の福井市の対応・その他

(1) 本件第2事案の発覚とそれに対する対応

①令和5年12月下旬、企業管理者や職員が本件第2事案に関して警察から事情聴取を受けた。

②職員が休むことになるため、事情聴取段階から選挙関連で警察に捜査されると噂になっており、西行市長及び職員課においてもそのような噂は把握していた。しかしながら、捜査を直接に受けた者を除いて、具体的にどのような件で

捜査がされているのかについては分からなかった。

- ③令和6年1月30日、元事業管理者が公職選挙法違反で書類送検された。書類送検の段階で、西行市長は、元事業管理者より、本件第2事案についての報告を受けた。
- ④西行市長は、元事業管理者から、本件第2事案の事実については認めるけれども公職選挙法違反に当たるような行為ではない、という主張を聞いていた。また、3か月くらいで結論が出るという事も聞いていた。
- ⑤職員課は、福井市の顧問弁護士と相談し、書類送検の段階では法令違反が決まったわけではなく、有罪の可能性も無罪の可能性も不起訴の可能性もあることの確認を受けた。
- ⑥元事業管理者の企業管理者としての任期は令和6年8月9日までであった。
- ⑦西行市長は、書類送検段階では有罪の可能性も無罪の可能性も不起訴の可能性もあること、元事業管理者は法令違反を否定していること、3か月程度で結論が出る見込みであって、任期満了までは余裕があることから、検察庁の結論を待つこととし、元事業管理者の処分や進退については保留とした。
- ⑧令和6年8月9日、検察庁の判断が未だなされず、福井市による元事業管理者の調査や処分もなされないままに任期満了を迎え、退職した。
- ⑨同月、元事業管理者に対して、規定通りの退職金が支払われた。
- ⑩退職手当の支払い根拠は下記の通り。
 - ・特別職に対する退職手当の支給は、他に条例で規定されている場合を除いて一般職の条例による（福井市常勤の特別職職員の退職手当に関する条例第5条）。
 - ・退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない（職員の退職手当に関する条例（以下、「退職手当条例」という。）第2条の3第2項）。
 - ・自動的に退職手当の支払いの差止めを行う場合（起訴された場合等）には当たらない（退職手当条例第2条1項）。
 - ・退職手当の支払いの差し止めを行うことができる下記の場合にも当たらない（退職手当条例第15条2項）。すなわち、この時点では、元事業管理者は、逮捕されておらず、犯罪の有無も明らかでなく、加えて、懲戒免職等処分に当たる行為を疑うに足りる相当な理由もない。
 - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は任命権者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 任命権者が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の

算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

⑪退職手当条例によると、任命権者は、懲戒免職処分を受けて退職した場合、禁錮以上の刑を受けた等により失職した場合等、退職手当条例第14条1項各号に挙げられた場合において、退職金の全部又は一部の支給を制限することができる(退職手当条例第14条)。

⑫退職手当条例によると、退職したものの退職金を受け取っていない場合(差し止められている場合等)において、任命権者は、在職中の行為で禁錮以上の刑を受けた場合、及び懲戒免職処分相当と認められた場合等退職手当条例第16条1項各号に挙げられた場合には、退職金の全部又は一部の支給を制限することができる(退職手当条例第16条)。

⑬退職手当条例によると、退職金を既に支払った場合において、任命権者は、在職中の行為で禁錮以上の刑を受けた場合、及び懲戒免職処分相当と認められた場合等退職手当条例第17条1項各号に挙げられた場合には、退職金の全部又は一部の返納を命じることができる(退職手当条例第17条)。

(2) 本件第1事案の発覚とそれに対する対応

①時期は不明確であるが、西行市長は、元副市長より、事情聴取を受けていることを伝えられた。ただし、法に触れるようなことはしていないとの説明だった。

②令和6年10月3日、元副市長が本件第1事案に関して書類送検された。その後、元副市長から辞職願が提出された。ただし、この時も、元副市長は、違法行為を否定していた。

③西行市長としては、本件第1事案に関しても、元副市長は違法行為を否定していること、書類送検段階では有罪の可能性も無罪の可能性も不起訴の可能性もあること等から、元副市長からの辞職願を受け入れず、かつ、検察庁の判断後、調査を行い、処分や再発防止策を検討することとした。

④令和6年11月19日、福井市職員課長において、本委員会の委員長に対して、調査要請の可能性があることを連絡した。ただし、正式な調査要請としては、略式起訴の後であった。

⑤令和7年3月21日、元副市長が略式手続に同意し、西行市長に対して辞意を表明した。

(3) 略式起訴後の対応

①福井地方検察庁は、令和7年3月26日、元副市長及びA氏を地方公務員法違反で、元事業管理者及びA氏を公職選挙法違反で略式起訴した。

- ②令和7年3月27日、西行市長は、元副市長からの辞職願を、辞職が元副市長の市民に対しての責任の取り方であると考え、受理し、同月31日元副市長は副市長を退任した。
- ③福井簡易裁判所は、元副市長に対して地方公務員法（守秘義務）違反の罪で罰金20万円、元事業管理者に対して公職選挙法違反（公務員の地位利用）の罪で罰金30万円、A氏に対して両方の罪で罰金50万円の略式命令を出した。
- ④令和7年4月14日、西行市長が本委員会に正式に調査等を要請した。
- ⑤令和7年4月16日、本委員会の第1回委員会を開催した。
- ⑥退職金については、副市長（特別職）に就任する前に、一般職を退職することから、一般職としての退職はその際に支払われることとなる。元副市長に関しては、令和6年1月に一般職を退職していることから、同年2月に、規定通りの退職金が支払われている。なお、本件第1事案は、元副市長が一般職の時の事案である。退職手当条例によると、退職金の支給制限・返還の処分は、在職期間中の行為に基づいて検討されることとなっていることから、本件第1事案に関して退職金の支給制限・返還の処分を検討するとすれば、当該一般職としての退職金について検討されることとなる。
- そして、福井市としては、元副市長からの一般職としての退職金の返還について退職手当条例第17条に照らして検討し、禁錮以上の処分を受けていないこと、懲戒免職相当の行為ではないこと等に基づいて、退職金の返還を求めないこととした。
- ⑦特別職としての退職金については、本件第1事案は、在職時の事案ではないことから、退職手当条例に基づく支給制限事由に該当しないと判断し、元副市長に対して、令和7年4月に規定通りの退職金が支払われた。

第5 福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程

福井市には、福井市職員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、倫理規程が存在しており、特別職職員及び一般職職員は、当該規程を遵守しなければならないこととされている。

本件に関連する規定としては下記の通りである。

- ・ 第3条第1項：職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- ・ 第3条第2項：職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織の私的利益のために用いてはならない。

- ・ 第3条第3項：職員は、利害関係者との接触については、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- ・ 第3条第4項：職員は、公正な職務の執行を損ない、又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を何人に対しても提供してはならない。
- ・ 第4条第1項：職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為(家族関係、個人的な友人関係その他私的な関係に基づく行為であって職務に関係しないものを除く。)をしてはならない。
 - (1) 会食をすること。
 - (2) 遊技、旅行又はゴルフ等のスポーツをすること。
 - (3) 中元、歳暮、年賀等の贈答品を受けること。
 - (4) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬又は謝礼を受けること。
 - (5) 金銭(香典(社会通念上の儀礼の範囲を超えるものに限る。))、祝儀、餞別、見舞い等を含む。)、小切手、商品券等の贈与を受けること。
 - (6) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
 - (7) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
 - (8) 適正な対価を支払わずに不動産、物品、会員権等の譲渡又は貸与を受けること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、接待又は利益若しくは便宜の供与を受けること。
- ・ 第4条第2項：前項の規定にかかわらず、職員は、利害関係者との間で次に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 前項第1号又は第2号に掲げる行為であって、本市が主催する行事に伴ってするもの
 - (2) 宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (3) 多数の者が出席するパーティーその他これに類するものにおいて、会食(第5号に該当する会食を除く。)をすること及び記念品の贈与を受けること。
 - (4) 職務として出席した会議その他の会合において、茶菓の提供を受けること。
 - (5) 職務として出席した各種団体等の会合において、社会通念上許容される範囲内の会食をすること。
- ・ 第5条第1項：職員は、職務の執行に当たり、関係する法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に応じてはならない。

第6 倫理規程違反の認定と事実の評価

1 本件第1事案

(1) 倫理規程違反の認定

元副市長が、令和4年6月頃、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の選定に際して、A氏に対して、応募事業者及び選定委員の情報を提供した行為、及び提出書類の添削を行った行為は、A氏に対しての不当な差別的取扱いであって倫理規程第3条第1項に違反し、市民の疑惑や不信を招く利害関係人との接触であって倫理規程第3条第3項に違反し、公正な職務の執行を損なう情報提供であって倫理規程第3条第4項に違反し、職務の執行に当たり、関係する法令若しくは職務上の義務に違反し、かつ、職務の執行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に応じる行為であって、倫理規程第5条第1項に違反する。

したがって、元副市長による本件第1事案における行為は、倫理規程違反に該当する。

ただし、元副市長において、何らかの便宜や利益を受けた事実までは認められず、倫理規程第4条の違反までは認定できない。

(2) 本件第1事案の評価

元副市長は、本件第1事案に関して、他の事業者に対して不利益とまらない範囲で行った、大事になるという認識はなかった、結果に影響はなかった等の主張を行い、本件第1事案の行為自体は事実であるものの、その行為の重大性までは大きくないとの認識である。

確かに、元副市長の行為によって選定結果が明確に変わったというまでの事実は認定できないし、元副市長がそれによって利益や便宜を受けた事実も確認できていない。

しかしながら、元副市長が、福井市職員OBの依頼に従って、福祉部長という立場を利用して、6事業者が応募してうち2事業者が選定される競争の手続きにおいて1事業者に対して配慮し、当該事業者が選定を受けるために有利になるような対応をしたり、当該OBと連絡を取り合ったりしていたことは紛れもない事実であって、当該選定において落選した事業者やその他の市民からすれば、A氏や事業者と癒着して不公平に扱ったと見られて当然の行為と言える。その意味で、競争事業者の1事業者であるB法人に属するA氏に対して配慮し、B法人が選定を受けるために有利となりうる情報提供や添削行為を行った責任は極めて重いと言える。

このことからすれば、既に元副市長は、福井市を退職しており、懲戒処分の対象とはならないが、仮に福井市職員であったとすれば、何らかの懲戒処分が課されるべき事案と考えられる（倫理規程第11条）。

もっとも、元副市長は、本件第1事案以外に起訴されず、かつ、本件調査でも本件

第1事案以外に問題行為が認定されるには至っていないこと、本件第1事案は禁錮刑ではなく罰金を科されたのみであったこと、謝罪と反省の弁を述べていること、既に刑事事件、マスコミ報道等で社会的制裁を十分に受けたこと、退職金支給制限の対象が主に禁錮以上又は懲戒免職となっている中で元副市長に課された刑は罰金刑であったこととのバランス、他の自治体での処分とのバランス等にも鑑みれば、本委員会としては、元副市長の本件第1事案における行為は、懲戒免職相当の行為とまでは言えないものと判断する。

2 本件第2事案

(1) 倫理規程違反の認定

元事業管理者が、令和6年12月頃、H元部長及びI元部長に対して、出陣式や総決起大会、個人演説会に行ってほしいこと、課長補佐以上に周知してほしいこと、当該集会の資料を課長補佐以上に渡してほしいことを伝え、それ以外の職員に対しても当該集会のスケジュール等を伝えた等の行為は、西行市長に対しての不当な差別的取扱いであって倫理規程第3条第1項に違反し、地位を自らの私的利益のために用いる行為であって倫理規程第3条第2項に違反し、市民の疑惑や不信を招く利害関係人との接触であって倫理規程第3条第3項に違反し、職務の執行に当たり、関係する法令若しくは職務上の義務に違反し、かつ、職務の執行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に応じる行為であって、倫理規程第5条第1項に違反する。

したがって、元事業管理者による本件第2事案における行為は、倫理規程違反に該当する。

ただし、元事業管理者において、何らかの便宜や利益を受けた事実までは認められず、倫理規程第4条の違反までは認定できない。

(2) 本件第2事案の評価

元事業管理者は、本件第2事案に関して、出陣式や総決起大会、個人演説会のスケジュールを伝えたにすぎず、行くことを強制したわけでも、投票を呼び掛けたわけでもないことから、本件第2事案の行為自体は事実であるものの、その行為の重大性までは大きくないとの認識である。

確かに、元事業管理者の行為によって選挙結果が明確に変わったまでの事実は認定できないし、元事業管理者がそれによって利益や便宜を受けた事実も確認できていない。

しかしながら、元事業管理者が、福井市職員OBの依頼に従って、企業管理者という立場のもとで、部下にスケジュール等を提供したり、それをさらに別のものに伝えるよう話したりすれば、部下からすれば、それを指示されたも同然であって、福井市役所の広い範囲で情報が広がることも当然の帰結と言える。さらに、特定の候補へ

の支持は、家族や知人等に広がる余地もあるのであって、大幅な得票が動く可能性も存在しなくはない。そうなれば、元事業管理者の行為によって、福井市職員やその周囲の人間に影響があつて西行市長への得票数が増えた可能性を全く否定することはできないことから、当該選挙において落選した候補者やその他の市民からすれば、福井市職員が一体となって不公平に西行市長を応援し当選に導いたと見られてもおかしくはない。その意味で、福井市職員のトップの一人である元事業管理者が本件第2事案における行為を行った責任は極めて重いと言える。

このことからすれば、既に元事業管理者は、福井市を退職しており、懲戒処分の対象とはならないが、仮に福井市職員であったとすれば、何らかの懲戒処分が課されるべき事案と考えられる（倫理規程第11条）。

もっとも、元事業管理者は、本件第2事案以外に起訴されず、かつ、本件調査でも本件第2事案以外に問題行為が認定されるには至っていないこと、本件第2事案は禁錮刑ではなく罰金を科されたのみであったこと、謝罪と反省の弁を述べていること、既に刑事事件、マスコミ報道等で社会的制裁を十分に受けたこと、退職金支給制限の対象が主に禁錮以上又は懲戒免職となっている中で元事業管理者に課された刑は罰金刑であったこととのバランス、他の自治体での処分とのバランス等にも鑑みれば、本委員会としては、元事業管理者の本件第2事案における行為は、懲戒免職相当の行為とまでは言えないものと判断する。

第7 福井市の対応についての適否

1 調査・処分・本委員会による調査を検察庁の判断後にしたことについて

福井市は、本件第1事案及び本件第2事案の嫌疑が発覚した後も、福井市独自の調査・処分等の対応を検察庁の判断後とした。その結果として、本件第1事案及び本件第2事案に対する調査は本件第2事案が最初に報道されてから1年以上経過して調査を開始することとなり、さらに、そのことによって、調査・処分の前に元事業管理者の任期満了及び元副市長の辞職を招くことにもなった。

確かに、結果的に見れば、本件第1事案及び本件第2事案ともに有罪となり、早い段階で調査や処分を行った方がよかったと見ることもできるかもしれない。しかしながら、そのような見方は後になってからの判断であって、対応の適否は、その当時の状況に基づいて判断されるべきである。

この点、書類送検は、あくまで捜査機関側の対応であって、書類送検の事実が直ちに有罪を意味するものではないことから、書類送検があったことだけで直ちに処分をすることは適切でない。まして、本件においては、書類送検当時、元副市長、元事業管理者ともに違法であることを否認していたのであって、そのような中で、違法な行為をしたことを前提とした処分をすることは避けるべきであって、その意味で、直ちに処分を

行わなかったことが不適切であったとは言えない。

他方で、本委員会等による調査の開始はできたかもしれないが、一般的には、捜査機関による捜査中は、物的な証拠は捜査機関に押さえられ、捜査対象者は捜査機関から口裏合わせをされないよう他者との話を禁じられることが多い。そうである以上、福井市の担当者なり本委員会が調査を開始したとしても、実効的な調査をできるのは捜査終了後、すなわち略式起訴後であった可能性が高い。そうである以上、長期化してきた一定の段階で調査を開始することも選択肢だったとは考えられるが、略式起訴の段階に至るまで調査を開始しなかったこともあながち不適切とまでは言えない。

2 任期満了による退任とし、辞職願の受理をしたことについて

福井市が懲戒処分の対象とするには、対象者が職員である必要があるところ、元事業管理者は、任期満了によって、元副市長は、辞職願の受理によって、福井市職員としての地位を失っており、懲戒処分の対象とはならなくなっている。

今回はたまたま、元副市長、元事業管理者ともに任意に本委員会による調査を受け入れてもらえたからよかったものの、場合によっては、調査に協力せず、何らの実態解明も再発防止策の検討もできない状態となってしまう可能性もある。

その意味で、職員の行為をきちんと調査し、処分を行った上で市民への説明とするためにも、元副市長及び元事業管理者の福井市職員としての立場を維持し、調査や懲戒の対象としたままで、本委員会による調査を行うべきではなかったかと考えられる。

もっとも、このような状況下で副市長や事業管理者という立場で仕事をする事や同人らに給与を支払うことは市民の理解を得られないものと考えられるし、他方で、無給の状態で元副市長及び元事業管理者を市職員の地位においておくことは問題であるとも考えられるし、そもそも制度上不可能とも考えられる。

その意味で、元副市長及び元事業管理者が退職することとなってしまうことはやむを得ないとも言えるかもしれないが、職員に対する調査・懲戒の観点からはそのような措置について再考の余地があるものと考えられる。

3 退職金を満額支給したことについて

元副市長、元事業管理者ともに、罰金刑のみの刑罰となり、禁錮刑以上の刑罰とはなかったこと、上記第6記載のとおり、両氏らの行為は懲戒免職相当の行為とまでは言えないことからすると、退職金手当条例に基づけば、支給制限や支給額の返納の対象となるものではないことから、道義的に退職金が規定通り支払われることが妥当かどうかは別問題としても、少なくとも退職金の支払根拠となる条例に基づけば、結果的に規定通りの退職金が支払われたことについては問題がなかったと言える。

ただし、罰金刑になったのは略式命令が出た後の結果論であって、捜査中是有罪か無罪かも、どのような刑罰かもわからなかった以上、また、懲戒免職相当であるか否かも

本件調査後の結果論であって、どのような意見となるかもわからなかった以上、断定的に判断して規定通りの退職金を支払うことを決断したことは性急であったと考えられなくはない。つまり、有罪か無罪か分からないから処分や調査を先送りにしながら、退職金については速やかに支給するということは一見矛盾するようにも見えなくはない。その意味で、退職手当条例第15条第2項第1号を適用して、退職金の支給を差し止めておくことも選択肢であったものと考えられる。

また、略式起訴までは元副市長及び元事業管理者は違法行為を否定しているという認識であって、その他の調査も難しい状況で、退職手当条例第15条第2項第1号が適用できるかは微妙な部分もあり、仮に懲戒免職相当又は禁錮刑となった場合には、退職手当条例第17条に基づいて返納を求められることにも鑑みれば、支払いを行ったことが明らかに不適切とまでは言えないものとする。

したがって、結果的に退職金が規定通り支払われることに問題はなかったことにも鑑みれば、直ちに支払いが行われたことに疑問はありうるものの、退職金の支払いに関して、不適切であったとまでは言えない。

第8 西行市長の責任

まず、本件調査に基づけば、現状において、本件第1事案及び本件第2事案に関して、西行市長の直接的な関与は認められなかった。

また、本件第1事案及び本件第2事案ともに西行市長が福井市長に就任する前の事案であって、福井市長としての西行市長に本件第1事案及び本件第2事案に対しての直接の責任はないものと考えられる。

ただ、本件第1事案は、西行市長が副市長であったときに起こった事案であり、当時は福井市副市長として、福祉部長に対する管理監督責任を負っていたと言わざるを得ない。

また、本件第2事案は、西行市長の選挙を応援するという過程で起こった事案である。西行市長が直接本件第2事案への関与をしていないとしても、選挙陣営のトップと言える西行市長にも全く責任がないとは言えない。さらに、西行市長は福井市に長年在職しており、福井市長選挙に際して職員が一般的にどのように動くかは把握していたはずであり、福井市長の候補者という重要な立場からすれば、このような動きがありうると思っていたのであれば、あえて機先を制して、本件第2事案のような動きをとらず、各自の自由判断で選挙に臨むよう注意すべきだったと言いうる。

また、本件第1事案に関しては、元副市長を副市長に任命したのは西行市長であって、一定の任命責任については負わざるを得ない。

最後に、本件第1事案及び本件第2事案に対しての福井市の対応については、上記第7記載のとおりであって、概ね、不適切とまでは言えないものとするが、種々の観点で、検討の余地があったことも事実であり、結果として、1年6か月間にわたって本件

事案を継続させてしまい、福井市の現役職員と福井市職員OBや第三者との関係、元副市長及び元事業管理者に対しての処遇、退職金等の観点から、市民の福井市政に対する不信感を増幅させてしまったことについての責任は、一定程度負うべきものとする。

第9 再発防止策を検討するにあたっての前提事実

本委員会は、再発防止策を検討するにあたって、前提事実の調査を行った。その調査の方法と調査の結果得た前提事実は下記の通りである。

1 調査の方法

(1) 関係の規程類・書類の確認

まず、福井市においては、本件事案の一因ともなっている第三者からの不当な働きかけや当該働きかけに対する不当な対応等の防止や顕在化のため、諸制度が設けられていることから、これらの諸制度の内容とその運用状況を確認するため、下記の規程類及び書類の確認を行った。

- ①職務に関する働きかけの記録等取扱規程等の関係例規
- ②福井市退職者の再就職に関する取り扱い要綱等の関係例規
- ③福井市職員等の公益通報に関する要綱等の関係例規
- ④①及び②につき提出された届出書類等
- ⑤上記①から③の関係例規についての運用状況がまとめられた資料

(2) アンケート

また、福井市職員の本件事案や法令・諸規程等の遵守等に対しての認識等を確認するため、下記を内容とするアンケート調査を行った。

- ①対象者：福井市職員400名（無作為抽出）
- ②回答期間：令和7年7月9日から7月16日まで
- ③回答方法：インターネット（電子申請）による回答

2 本件第1事案に対しての福井市職員の認識

- ・ アンケートによると、元副市長による本件第1事案の行為に関しては、ほとんどの福井市職員が重大であるものとしていた。福井市職員の主な意見としては、「市民や一般職員からの信頼を失墜する行為である」「軽率で、法令遵守や倫理観が低い結果である」「OB職員からの頼みで断りづらいという思いも理解できるが、やってはいけない行為であって毅然とした態度で対応すべきだった」「未だに働きかけはあり、慣習のようなものがありえ、それを遮断する仕組みが必要である」等の意見がみられた。
- ・ ほとんど全ての福井市職員が、地方公務員には、秘密を守る義務があることを認識していたが、ごく少人数において、認識していないと回答した職員もいた。

3 本件第2事案に対しての福井市職員の認識

- ・ アンケートによると、元事業管理者による本件第2事案の行為に関しても、過半数の職員が重大であるものと考え、福井市職員の意見としては、「市民からの信頼を失墜する行為である」「軽率で、法令遵守の意識が低い」等の意見がみられた。
- ・ 他方で、本件第1事案と比較しても、事案の重大性について「刑事処分を受けるような重大な事案ではないと思った」「重大性について分からなかった」といった選択肢を選ぶ職員も相当数見られた。福井市職員の意見としては、「適法と違法の範囲が不明確である」「同様の行為が行われるような組織的風土がある」「不適切な行為であることは確かだと思うが、重すぎる処分と思った」等の意見がみられた。
- ・ ほとんどの職員が、福井市職員は、政治的行為が制限されていること、地位を利用した選挙運動が禁止されていること、福井市職員であるか否かにかかわらず選挙の事前運動が規制されていることについて知っていた。
- ・ ほとんどの職員が、「公職選挙法に抵触する恐れがある行為をしたことはない」、「公職選挙法に抵触する恐れがあるような働きかけを受けたことはない」と回答したが、ごく少数において、「公職選挙法に抵触する恐れがある行為をしたことがある」と回答しており、「公職選挙法に抵触する恐れがあるような働きかけを受けたことがある」という職員も全体の10%未満ではあるものの存在した。主な事例としては、本件第2事案と同様、演説会や集会等への呼びかけであった。

4 倫理規程に対しての市職員の認識

- ・ アンケートによると、ほとんどの福井市職員は、倫理規程の存在を知っており、理解し、遵守しているとの回答であった。ただし、倫理規程を「遵守していないこともある。」「十分に理解していない部分もある。」「あまり理解していない。」と回答している福井市職員も回答者数の約13%存在した。

5 職務に対する働きかけの記録等取扱規程について

- ・ 福井市には、職務の遂行における報告・連絡・相談の徹底による情報の共有化を進め、健全な組織運営と公正で開かれた市政の推進に資することを目的に、「職務に関する働きかけの記録等取扱規程」（以下、「働きかけ規程」という。）が定められている。
- ・ 働きかけ規程の概要は、以下の通りである。

①記録及び報告の対象者

市議会議員、町村議会議員、県議会議員、国会議員及びそれらの秘書、法人その他の団体やその関係者、一般市民

②記録及び報告の対象行為

職員が担当する職務に関して、面談、電話等により、何かをしてほしい又はしないしてほしいと要望、相談、苦情等を伝える行為

③記録後の取扱い

職員が所属長に報告し、部局長等を経由して総務部長へ報告
(重要なものは市長及び副市長に報告)

- ・ 働きかけ規程の記録実績は、以下の通りである。

対応結果／年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	対応しない	13	6	1	0	5	0	2	0
2	要検討	13	7	2	0	1	0	3	0
3	対応する	17	10	0	0	0	0	2	1
4	その他	16	6	1	1	2	0	4	4
計		59	29	4	1	8	0	11	5

対応結果／年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1	対応しない	0	2	0	1	1	1	0	0
2	要検討	0	0	0	0	0	0	0	0
3	対応する	0	0	0	4	0	0	0	0
4	その他	0	0	0	1	0	0	1	0
計		0	2	0	6	1	1	1	0

対応結果／年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
1	対応しない	0	0	0	0	0	0	32
2	要検討	0	0	0	1	0	0	27
3	対応する	0	0	0	0	0	0	34
4	その他	0	0	0	0	0	0	36
計		0	0	0	1	0	0	129

- ・ アンケートによると、働きかけ規程の存在を「事件の前から知っていた」と回答した福井市職員は約６４％であり、「事件を機に知った」又は「知らなかった」と回答している職員は約３６％に上った。
- ・ 「事件の前から知っていた」又は「事件を機に知った」と回答した福井市職員のうち、約７５％は理解し、遵守しているとの回答であったものの、働きかけ規程

を「遵守していないこともある。」「十分に理解していない部分もある。」「あまり理解していない。」と回答している職員も回答者数の約25%に上った。

- ・ 福井市職員からは、「記録を残す必要があるかどうかの線引きが分からない又は難しい」との意見や、「有名無実化している」「相手方から報復されないか心配」との意見がみられた。

6 福井市退職者の再就職に関する取扱要綱について

- ・ 福井市には、福井市職員の再就職に関して、市が行う事業等との間での透明性及び信頼性を確保するために、福井市退職者の再就職に関する取扱要綱（以下、「再就職要綱」という。）が定められている。
- ・ 再就職要綱の概要は、以下の通りである。
 - ①退職前5年以内に公共工事等に携わった職員の入札参加資格を有する企業への就職活動を禁止
 - ②退職日以降に入札参加資格を有する企業へ再就職しようとする場合又は退職後2年以内に入札参加資格を有する企業に再就職した場合に再就職先届出書（退職前5年間の職歴や再就職先を記入）を提出することを義務付け
 - ③入札参加資格を有する企業に再就職した職員の退職後2年間の営業活動を禁止
 - ④職員が再就職者から③の規定に違反する営業活動を受けた場合は倫理規程に規定する不当要求又は働きかけ規程に規定する働きかけとして対応
 - ⑤情報公開請求があった場合は再就職先届出の情報を開示
- ・ 再就職先届出書の提出実績は、以下の通りである。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
届出対象	1	0	0	0	1	2	4
届出対象外	1	4	3	4	5	3	20
計	2	4	3	4	6	5	24

- ・ アンケートによると、再就職要綱の存在を「事件の前から知っていた」と回答した福井市職員は約34%であり、「事件を機に知った」又は「知らなかった」と回答している職員は約66%に上った。
- ・ 「事件の前から知っていた」又は「事件を機に知った」と回答した福井市職員のうち、約46%は理解し、遵守しているとの回答であったものの、再就職要綱を「遵守していないこともある。」「十分に理解していない部分もある。」「あまり理解していない。」と回答している職員も回答者数の約54%に上った。

7 福井市職員等の公益通報等に関する要綱について

- ・ 福井市には、法令違反等に関する通報者の保護を図るとともに、市の法令順守等を確保することを目的に、福井市職員等の公益通報等に関する要綱（以下、「公益通報制度」という。）が定められている。
- ・ 公益通報制度の概要は、以下の通りである。

①通報者

市職員以外でも、市の事務執行に関わりのある方々からの通報が可能

(1) 市を役務の提供先とする派遣労働者

(2) 市が請負契約その他の契約を締結している事業に従事する者 など

②通報の対象となる範囲

市の職員により、次に掲げる行為が行われている場合、又はまきに行われようとしている場合

(1) 市民の生命、身体、財産、生活環境に重大な損害を与える行為

(2) 法令等（条例、規則等を含む。）に違反する行為

③通報先（通報窓口）

(1) 内部窓口：総務部職員課

(2) 外部窓口：顧問弁護士以外の弁護士事務所

- ・ 公益通報制度の届出実績は、これまでない。
- ・ アンケートによると、公益通報制度の存在を「事件の前から知っていた」と回答した福井市職員は約60%であり、「事件を機に知った」又は「知らなかった」と回答している職員は約40%に上った。
- ・ 今後の公益通報制度の利用意向を聞いたところ、約79%は利用の意向を示したものの、約21%は利用しない旨回答した。
- ・ 福井市職員からは、他自治体で通報者が自殺に至った例もあり、公益通報制度の信頼性が疑わしい旨の意見があった。

8 働きかけについて

- ・ アンケートによると、ほとんどの福井市職員は、過去5年以内に職務に関連したもので明らかに不当と思われる働きかけを受けたことはない旨回答したものの、約5%については、受けたことがある旨回答した。
- ・ 働きかけを受けたことがある場合において、誰から働きかけを受けたかについては、上司、議員、市民等であった。

9 再発防止についての福井市職員の意見

- ・ アンケートによると、福井市職員は、本件第1事案の理由・事情・背景について、主に、以下の通りではないかと回答していた。

- ・ 法令や倫理観に対する認識の甘さ
 - ・ 組織文化や風土に起因する断りにくい環境の醸成
 - ・ OB職員等からの圧力や親しい間柄での馴れ合い
 - ・ 自身の評判や評価を考えた私利私欲に基づくもの
- ・ アンケートによると、福井市職員は、本件第2事案の理由・事情・背景について、主に、以下の通りではないかと回答していた。
 - ・ 法令の理解不足や倫理観に対する認識の甘さ
 - ・ 慣例や前例踏襲による常習化
 - ・ OB職員等からの圧力や親しい間柄での馴れ合い
 - ・ 自身の処遇を見据えた利己的な理由
- ・ 本件事案を受けて、福井市職員が必要と考える再発防止策は、「法令や事例の研修」とした職員が約59%、「記録制度の充実」とした職員が約23%、「その他」とした職員が約18%であった。
- ・ 本件事案を受けて、福井市職員の再発防止策についての意見は、主に、以下の通りであった。
 - ・ 具体的な事件の事例や処分内容を紹介する研修の実施
 - ・ 管理職を対象にした研修の実施
 - ・ 警察官や検察官を講師とした研修の実施
 - ・ コンプライアンス推進部署の設置などの組織体制の整備
 - ・ 働きかけ記録制度の見直し
 - ・ 違反行為に対する厳罰化と速やかな周知

10 福井市職員に対しての研修の現状

- ・ 福井市は、福井市職員に対して、新規採用時のほか、一定役職への昇任研修や所属長研修の機会に公務員倫理についての研修を実施してきた。なお、近年は一定年齢に達するごとに動画視聴による公務員倫理研修を実施している。
- ・ 他方で、所属長より上席である次長級や部長級の職員に対しては、法令や倫理規程等の研修を受ける機会が設けられていない。

第10 再発防止策の提言

上記第9の前提事実に基づいて、本委員会は、以下の通りの再発防止策を提言する。

1 はじめに

本委員会は、本件事案のような事案の再発を防止するためには、二つの方向性からの再発防止策が必要と考える。一点目は、福井市職員一人ひとりが、改めて自らの意識を見直し、法令や倫理規程等の遵守を図ること、二点目は、福井市が、各職員に対して法

令や倫理規程の遵守できる体制を整備すること、である。

すなわち、本件事案は、根本的には、元副市長と元事業管理者の甘い認識により発生したものであり、各自が法令や倫理規程を理解し、遵守を徹底できていれば、発生していなかった可能性が高い。その意味で、福井市職員一人ひとりが、改めて、法令や倫理規程を理解し、遵守の徹底をしていく必要がある。

さらに、どれだけ福井市職員が法令や倫理規程等を理解し、遵守しようとしたとしても、福井市が、第三者からの不当な働きかけに対して抗うことができなかつたり、組織の中で守られなかつたりするといった、法令や倫理規程等を遵守できないような体制であれば、今後も同様の事案が発生することは必然と云う。したがって、福井市としては、福井市職員が、法令や倫理規程等を遵守していけるような体制を整備していくことが再発防止のためには重要と考える。

以上の２点の方向性を再発防止の柱として、以下、具体的な再発防止策の提言を行う。

２ 法令や倫理規程の理解と遵守の徹底

（１）意識改革

まず以て、全ての福井市職員が、改めて、法令や倫理規程について理解することや遵守することの重要性を認識する必要があるものとする。

もちろん、大部分の福井市職員は、法令や倫理規程を遵守することやそれらに違反することの重要性を認識しているものと考えられ、このことはアンケートの結果からも伺われる。しかしながら、その重要性の認識が薄れていたからこそ、２件の本件事案が発生したという見方もできる。

幸か不幸か、本件事案が報道され、刑罰の対象となり、本委員会による調査の対象ともなったことで、改めて、福井市職員が、法令や倫理規程を遵守することやそれらに違反することの重要性を認識する結果につながったことは否めず、その点で、現時点での福井市職員の法令や倫理規程を遵守への意識は非常に高いものとする。

それでも、本委員会による調査を受けての総括として、まずは、西行市長が、福井市職員のトップとして、福井市職員に対して、法令や倫理規程を遵守することの重要性を説諭すべきとする。

そして、意識は時間がたつにつれ薄れていくことは必然であり、現在、福井市職員において高いレベルで有している法令や倫理規程の遵守への意識も、程度の差こそあれ、逡減していく可能性は否めない。これを防ぐため、時の福井市長や上司による指示、下記（２）に示すような研修を定期的に行っていくべきである。

（２）研修等による法令や倫理規程についての知識の取得

また、どれだけ福井市職員の意識が高まろうとも、法令や倫理規程等を知らなかつたり誤った認識を持っていたりする場合には、法令や倫理規程等の遵守はままならない。そして、アンケートの結果として、法令や倫理規程等について知らなかつたり

理解していなかったりする福井市職員は一定数存在した。

他方で、法令や倫理規程等による研修が十分にされているかという点決して十分ではなく、新規採用時等、一定の条件が満たされた場合に受講しなければならない研修は存在しているものの、その内容、時間、受講方法等において、法令や倫理規程を理解するのに十分とは言えない。現に、アンケートの結果として、有効と考える再発防止策として最も挙げられたのが、適切な研修の実施であった。

法令や倫理規程は各職員が知っていて、すなわち、自分で勉強して当然であって、あえて福井市に限られた時間や資源を使って情報を提供することは妥当でないとの考えもありうる点である。しかしながら、法令や倫理規程等については必ずしも容易にかつ短時間で理解できない部分もあり、だからこそ、確認を怠りがちである。そして、一旦法令や倫理規程違反が発生してしまった場合の負担は、本件事案において明らかなように、非常に大きいものである。そうである以上、福井市が、研修等の法令や倫理規程等を確認する場を設け、義務的に受講させることは、福井市にとって有意義であるものと考ええる。

研修等の具体的な方向性としては、1種類の研修だけで万事うまくいくような研修は存在せず、様々な観点、方法により多角的に行うべきであり、捜査機関や弁護士等の外部講師を招くこと、事例を踏まえた研修にすること、ディスカッション形式とすること、習熟度を確認すること、定期的な研修とすることと等、充実した研修とするため、様々な方法が検討されるべきである。また、研修等の補完として、法令や倫理規程等をまとめて読みやすくした冊子を作成し、福井市職員に配布するということも一つの方法と考える。

(3) 状況の再確認と見直し

上記(1)、(2)に基づく対応は、十分な対応と評価できるような結果を得られる可能性もあれば不十分な結果となる可能性もあるのであって、一定期間後において、運用状況の確認と評価を行った上で、必要に応じて改善策を検討して実施していくべきである。そして、このようなプロセスは、上記(1)の通り、法令や倫理規程の遵守への意識も時が経つにつれ逡巡していく可能性、また、時間が経つとともに環境・意識・法令等が変化することにも鑑みれば、定期的に、かつ、繰り返し行っていくべきと考える。

3 各福井市職員が法令や倫理規程の遵守できる体制の整備

(1) 第三者からの不当な働きかけを最小限にする努力

本件事案の2例とも、福井市職員OBからの不当な働きかけを端緒としている。さらに、アンケート結果からも、決して多数というわけではないものの、第三者からの不当な働きかけの存在が示されている。もっとも、働きかけを行うのは外部の第三者である場合もあって、当該第三者が外部の者である場合は、福井市が直接指示できる

立場にはない。しかしながら、その働きかけが根本原因の一つである以上、まずは、このような第三者からの不当な働きかけ自体を減らす努力をすべきである。

第一に、本委員会による調査の総括として、西行市長が、福井市職員のトップとして（上記２（１）の通り福井市職員に対して指示するのと同様に）、福井市職員以外の関係者（事業者や福井市職員ＯＢ、議員、福井市民をはじめとする、あらゆる関係者）に対して、福井市職員が法令や倫理規程を遵守し、不当な働きかけに対しては一切対応しないことを明らかにすべきと考える。

さらに、不当な働きかけを最小限とするには、働きかけの事実が可視化されることも一つの有用な方法と考える。その意味で、現在は存在するものの形骸化している「働きかけ規程」、「再就職要綱」を実効性のあるものとし、福井市職員ＯＢが就職している企業や働きかけをしてきた者や働きかけの内容を可視化することが再発防止のため重要と考える。形骸化の防止のためには、報告の対象を実効性がありながらも事務負担や報告の必要性から限定的にもした適切な範囲を設定すること、事務フローを検討し直すこと、制度を再度周知することが必要と考える。

そして、一旦このような対応をとったとしても、制度を実際に運用・活用をしないと、再度形骸化する可能性が高いことから、実際に運用・活用させ、その状況の報告がなされることもまた重要と考える。

（２）不当な働きかけに対して抗うことができる体制

続いて、不当な働きかけを受けてしまった場合において、福井市職員が抗うことのできる体制を作る必要がある。

まず、福井市職員もまた公僕である以上、市民等からの要望に基づいて動く必要があることも多いのであって、働きかけの全てが「不当」ではなく、働きかけに応じることが全て法令違反や倫理規程違反に該当するわけではない。「不当」な働きかけに対する法令違反や倫理規程違反に該当する対応こそが問題なのであって、上記２（２）の研修等により、福井市職員一人ひとりが、市民等からの働きかけが「不当」であるか否かを適切に判断できるようにしておくことが必要である。

次に、不当な働きかけがなされた場合の対応策を明確化する必要がある。まず、常時の対応として、不当な働きかけがなされた場合の対応マニュアルを策定し、誰が、どのように対応していくかの手続きをフロー化した上で、有事の場合にはこのマニュアルに沿って対応できるようにしておくべきである。

その上で、不当な働きかけがあった場合には、上記（１）記載の「働きかけ規程」に基づいて働きかけの報告をすることが第一と考えられ、その後、マニュアルに沿った対応を行っていくべきと考える。

そして、基本的な方向性としては、一人に対応せず、複数で対応すること、上司の判断を仰ぎ、あるいは、上司による対応とすることが必要であると考えられる。

もっとも、本件事案は、いずれも、福井市の幹部が働きかけに応じてしまった事案

であり、いわゆる「上司」自身が違法行為を犯してしまったと言える。このような事案を組織的に防ごうとしても容易ではないとも言えるが、防止する手段としては、まず以て幹部が改めて襟を正すこと（その意味では、幹部用の研修を実施することも一案である。）、さらに幹部が相談することのできる外部の窓口を設けることが考えられる。

（３）不当な働きかけに抗った場合に組織の中で守られる体制

最後に、福井市職員が不当な働きかけに抗ったとしても、組織の中で守られる体制を整備することも重要である。

まず、不当な働きかけをしてきた者（上司、事業者、議員、市民等）から福井市職員を守る体制が必要である。この点でも、上記（２）の通り不当な働きかけに対してのマニュアルを作っておくことは、福井市職員にとってこのマニュアルに従っておけばよいということになり、安心感を与え、不当な働きかけに対する防御となりうる。さらに、一人に対応せず、複数に対応できるような体制としておくこと、上司の判断を仰ぎ、あるいは、上司による対応とできる体制としておくことも重要と考えられ、これらもマニュアル化されるべきものと言える。

次に、不当な働きかけに抗ったり、報告したりした福井市職員を福井市の組織として守るという体制も重要である。この点、実績はないものの、福井市にも公益通報制度は整備されており、公益に関しての通報をしたとしても保護されることにはなっている。しかしながら、他自治体での事案ではあるが、公益通報を行った公務員が責められるという事案が発生しており、本件事案においても、行為者は幹部職員である以上、福井市職員として、正しい行為をしても福井市が守ってくれるのか、と不安になるのも当然であり、現に、アンケートからもそのような不安の回答が出ているところである。

したがって、福井市としては、公益通報制度を再度周知して実効あるものにするとともに、公益通報以外でも、不当な働きかけに対して抗ったり報告したりした者は福井市として確実に保護することを明確化し、周知すべきである。また、このことについても上記２（１）と同様、西行市長が、福井市職員のトップとして、福井市職員に対して、不当な働きかけに対して適切に対応した職員を必ず守ることを約束し、職員を安心させるべきものとする。

その上で、上記（１）同様、制度を実際に運用・活用しないと、形骸化する可能性が高いことから、実際に運用・活用させ、その状況の報告がなされることもまた重要と考える。

（４）状況の再確認と見直し

上記２の「法令や倫理規程の理解と遵守の徹底」と同様、「法令や倫理規程の遵守できる体制の整備」に関しても、上記（１）、（２）、（３）に基づいて構築した体制は、十分な体制と評価できるような結果を得られる可能性もあれば不十分な結果となる

可能性もあるのであって、一定期間後において、運用状況の確認と評価を行った上で、改善策を検討して実施していくべきである。そして、このようなプロセスは、時間が経つとともに環境・意識・法令等が変化することにも鑑みれば、定期的に、かつ、繰り返し行っていくべきである。そして、このような評価と改善を繰り返し行っていくことで、より適切な制度が構築されていくものと考えている。

4 小括

本委員会は、令和7年4月14日に調査及び審議の要請を受けて、約4か月半で本報告をまとめるものであり、再発防止策もこのような短期間で調査・検討・策定したものである。他方で、福井市は、これまで何十年にもわたって運営されてきているのであって、短期間で調査・検討・策定による上記の再発防止策が福井市にとって最適かつ必要十分なものでは決していないものと考えられる。この点、福井市としては、上記で提言する再発防止策を参考にした上で、福井市の実態や必要性に応じた適切な再発防止策を柔軟に策定していくことが求められていると言える。

ただ、再発防止策の策定のためのアンケートにおいて、本委員会が福井市職員の思いとして強く感じ取った感情は、「怒り」と「不安」と「諦め」である。すなわち、自分はきちんと仕事をしているにもかかわらず幹部の行為によって福井市職員全体への信頼が失墜してしまったことによる怒りと、職務の中で略式起訴され、刑罰を受ける職員が出たことで、自分が職務遂行にあたってこうなってしまうかもしれないという不安と、かといって、幹部による行為であるということもあって、長年にわたり続いてきた福井市の運用が変わることがないであろうという諦めである。このような感情を福井市職員が一部であれ持っているということは、福井市にとって非常に損失であって、直ちに是正しなければならない事態と言える。

その意味で、福井市においては、可能な限り速やかに上記を参考にした適切な再発防止策を策定し、運用を開始し、評価と改善を繰り返して常に適切な方向性を目指すことで、福井市職員が安心して働けるような市役所としていくことを強く希望し、再発防止策の提言とする。

第11 総括

今回は、福井市の副市長と企業管理者という福井市政の中核にいる幹部の一人と言える職員が立て続けに捜査の対象となって罰金刑ではあるものの刑罰を受ける結果となり、市民に対して極めて大きな不信感を与えたことは疑いない。そして、両者ともに、「この程度であれば大丈夫であろう」といった趣旨の軽い認識に基づいて行っており、規範意識が低かったことが認められる。確かに、両行為ともに、結果を覆すような影響までは認定できず、その行為自体は両者にとって些細なことだったかもしれない。しかしながら、市民からすれば、有力者同士の癒着を感じ、さらにはその癒着

が福井市職員OBや現職職員全体に広がっていることを感じさせるような重大な行為であって、それを、「この程度であれば大丈夫であろう」と思ってしまうことが公職である福井市職員としては極めて大きな問題であると言える。

これを前提として、本委員会は、①「この程度であれば大丈夫であろう」と思ってしまうことのないよう、福井市職員一人ひとりが、改めて自らの意識を見直し、法令や倫理規程等の遵守を図ること、②福井市職員が重要と認識した法令や倫理規程を第三者による不当な働きかけがあったとしても遵守できる体制を整備することを骨子とした再発防止策を策定し、提言した。

他方で、本委員会は、要請を受けて約4か月半にわたり調査を行い、その間に、ヒアリング対象者、アンケート対象者、事務局を含めて、数多くの福井市職員と接し、また、職員の声を聴いてきた。その上で感じるのは、どの職員も、非常にまじめかつ優秀であって、福井市や福井市民のことを思って、一所懸命に働いているということである。それにもかかわらず、本件事案によって、福井市民等の外部の人間から、一律に不信の目で見られてしまうことになってしまうことが残念でならない。福井市としては、このような福井市職員を守るため、真剣に、かつ、速やかに再発防止に取り組むことが重要と考える。

最後に、発生した事案は重大であって、それによって市民に不信感を与えたことは事実であるが、法令や倫理規程等を改めて意識する事態となったこともまた事実であって、本件事案、本調査を一つの契機とし、上記再発防止策を参考にさせていただいて、市民の信頼回復を図るとともに、今後このようなことが起こることのないよう、心して対応していただくことを希望し、本委員会の報告とする。

以上

福井市特別職職員等倫理委員会

委員長 清水 健史（福井弁護士会 弁護士）
委員 奥村 祥子（福井男女共同参画ネットワーク 元顧問）
境 宏恵（福井県立大学経済学部 准教授）
松平 久芳（福井市自治会連合会 副会長）
高島 弘和（福井市総務部 部長）

○福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程

平成13年11月11日

／訓令甲第14号／教委訓令甲第7号／

(目的)

第1条 この訓令は、特別職職員等及び一般職職員（以下「職員」という。）が市民全体の奉仕者であつてその職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この訓令において「特別職職員等」とは、副市長、上下水道事業管理者及び教育長をいう。

2 この訓令において「一般職職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員（教育長を除く。）をいう。

3 この訓令において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。

4 この訓令において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

5 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

6 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は福井市行政手続条例（平成8年福井市条例第22号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）第2条第1項に規定

する補助金等をいう。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査及び監査（法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は福井市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（福井市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 市の支出の原因となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

7 一般職職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該一般職職員の利害関係者であった者が、異動後当該職に係る他の一般職職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の一般職職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった一般職職員の利害関係者であるものとみなす。

（職員が遵守すべき倫理原則）

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやくもその職務や地位を自らや自らの属する組織の私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、利害関係者との接触については、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、公正な職務の執行を損ない、又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を何人に対しても提供してはならない。

5 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(利害関係者との接触に関する規制)

第4条 職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為（家族関係、個人的な友人関係その他私的な関係に基づく行為であって職務に関係しないものを除く。）をしてはならない。

(1) 会食をすること。

(2) 遊技、旅行又はゴルフ等のスポーツをすること。

(3) 中元、歳暮、年賀等の贈答品を受けること。

(4) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬又は謝礼を受けること。

(5) 金銭（香典（社会通念上の儀礼の範囲を超えるものに限る。））、祝儀、餞別、見舞い等を含む。）、小切手、商品券等の贈与を受けること。

(6) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。

(7) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。

(8) 適正な対価を支払わずに不動産、物品、会員権等の譲渡又は貸与を受けること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、接待又は利益若しくは便宜の供与を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、利害関係者との間で次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 前項第1号又は第2号に掲げる行為であって、本市が主催する行事に伴ってするもの

(2) 宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(3) 多数の者が出席するパーティーその他これに類するものにおいて、会食（第5号に該当する会食を除く。）をすること及び記念品の贈与を受けること。

(4) 職務として出席した会議その他の会合において、茶菓の提供を受けること。

(5) 職務として出席した各種団体等の会合において、社会通念上許容される範囲内の会食をすること。

(6) 前号の会食以外の会食であって、自己の費用を負担してする会食にあつては、所属長を通して、当該一般職職員を監督する第6条に規定する倫理監督者（本条及び次条において「当該倫理監督者」という。）に対して事前に利害関係者との接触に関する届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を提出し、了承を得たものをする。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職務の執行の公正さを損なうおそれがないと当該一般職職員が判断した行為であって、事前に所属長を通して、当該倫理監督者に対して届出書を提出し、了承を得たものをする事。

(8) やむを得ない事情により前2号の規定による届出をすることができない場合において、事後速やかに所属長を通して、当該倫理監督者に対して利害関係者との接触に関する報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を提出し、了承を得たものをする事。

3 当該倫理監督者は、一般職職員から届出書又は報告書を受けたときは、当該届出書又は報告書の写し（電磁的記録を含む。）を保管し、当該届出書又は報告書を第9条に規定する一般職倫理委員会へ提出しなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、職務の執行に当たり、関係する法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に応じてはならない。

2 一般職職員は、前項の要求を受けたときは、速やかに不当要求報告書（様式第3号）により所属長を通して、当該倫理監督者に報告しなければならない。

3 一般職職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が前条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合は、当該倫理監督者に相談しなければならない。

（倫理監督者の設置等）

第6条 この訓令の遵守及び服務規律の確保を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、一般職職員が所属する部局等の福井市職務権限規程（平成6年福井市訓令甲第3号）第10条に規定する部長等及びこれと同等の職にある一般職職員をもって充てる。

3 倫理監督者は、自らが率先して服務規律の確保を図るとともに、その職務の重要性を自覚し、一般職職員の公正なサービスの確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

4 倫理監督者は、一般職職員から前条第2項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講ずるとともに、第9条に規定する一般職倫理委員会へ報告しなければならない。

5 倫理監督者は、一般職職員が第3条から第5条までの規定に違反したおそれがあると認めたときは、速やかに当該一般職職員に対して事情の調査をするとともに、第9条に規定する一般職倫理委員会に当該調査の結果を報告しなければならない。

(福井市特別職職員等倫理委員会の設置等)

第7条 本市における特別職職員等の公務員倫理の保持及び確保を図るため、福井市特別職職員等倫理委員会（以下「特別職倫理委員会」という。）を設置する。

- 2 特別職倫理委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市長が適当と認めて任命した者及び総務部長とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員長は、委員の互選により定める。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 特別職倫理委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。
- 9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議等を行わなければならない。
- 10 特別職倫理委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、特別職倫理委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(特別職倫理委員会の任務)

第8条 特別職倫理委員会は、特別職職員等及び倫理監督者に第3条から第5条までの規定（第4条第2項第6号から第8号まで及び同条第3項並びに第5条第2項及び第3項の規定を除く。以下この項において同じ。）に違反する行為があったものとして市長から調査審議の要請があった場合は、速やかに当該特別職職員等及び倫理監督者の違反行為の関係者等に対して事実関係の調査を行うとともに、当該特別職職員等及び倫理監督者について第3条から第5条までの規定に違反する行為があったと認めるときは、必要に応じて倫理の保持及び確保を図るための措置について審議するものとする。

- 2 特別職倫理委員会は、前項の調査審議が完了したときは、市長にその結果を報告しなければならない。

(福井市一般職職員倫理委員会の設置等)

第9条 本市における一般職職員の公務員倫理の保持及び確保を図るため、福井市一般職職員倫理委員会（以下「一般職倫理委員会」という。）を設置する。

- 2 一般職倫理委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長の職にある職員をもって充てる。
- 4 委員は、総務部次長、職員課長、消防総務課長、経営管理課長及び教育総務課長の職にある職員をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、一般職倫理委員会の会議における事案を審議するため必要に応じ、顧問弁護士、市民代表者等を指名して、委員として置くことができる。
- 7 一般職倫理委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。
- 8 一般職倫理委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、一般職倫理委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(一般職倫理委員会の任務)

- 第10条 一般職倫理委員会は、第6条第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに事実関係の調査を行うとともに、その対応等について審議の上、当該報告をした倫理監督者に対して、適法かつ公正な職務の執行を図るために必要な措置を執ることを指示するものとする。
- 2 一般職倫理委員会は、前項の倫理監督者がする措置だけでは、適法かつ公正な職務の遂行を図ることができないと判断した場合、任命権者の了承を得て、必要な対策を講ずることができる。
 - 3 一般職倫理委員会は、第6条第5項の規定による報告があった場合において、当該職員に第3条から第5条までの規定に違反する行為があったと認めるときは、速やかに当該職員の違反行為の関係者等に対して事実関係の調査を行うものとする。
 - 4 一般職倫理委員会は、前項の事実関係の調査の結果について審議し、当該職員について第3条から第5条までの規定に違反する行為があったと認めた場合は、任命権者にその旨を報告しなければならない。
 - 5 一般職倫理委員会は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる事項を審議し、及び調査するものとする。
 - (1) この訓令の遵守に関すること。
 - (2) 一般職職員の倫理の保持及び確保に関すること。
 - (3) 本市に係る事業者等への指導及び啓発に関すること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、一般職職員の服務規律等の確保に関すること。

(違反行為に対する措置等)

第 11 条 任命権者は、前条第 4 項の規定による報告を受けて、一般職職員がこの訓令に違反する行為を行ったと認めたときは、その違反の程度に応じ、法第 29 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

2 任命権者は、第 8 条第 2 項の報告を受けて倫理監督者がこの訓令に違反する行為を行ったと認めたときは、その違反の程度に応じ、法第 29 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第 8 条第 2 項の報告を受けて特別職職員等がこの訓令に違反する行為を行ったと認めたときは、服務規律上必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 13 年 11 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 16 年訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年訓令甲第 10 号)

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年訓令甲第 2 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日訓令甲第 13 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日／訓令甲第 16 号／教委訓令甲第 4 号／)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 10 日／訓令甲第 14 号／教委訓令甲第 1 号／)

この訓令は、令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

利害関係者との接触に関する届出書

年 月 日

（倫理監督者） 様

所 属
職 名
氏 名
職員番号

利害関係者との接触について、次のとおり対応したいので、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程第4条第2項第6号及び第7号の規定に基づき届け出ます。

種 別	☐ 会 食 ☐ 旅 行 ☐ その他（ ）
開 催 年 月 日	
主催者・相手方	名 称（氏名） 所在地（住所） 法人等の場合は相手方の肩書・氏名
内 容 （場所・費用等を 具体的に記入）	
必要性及び職務 の執行の公正さ を損なうおそれ がないと判断し た理由	
他の職員と共に 対応する場合	所 属 氏 名

所 属 長	倫	受 理 年 月 日	処 理 結 果	確 認
確認済 ☐	理 監 督 者	年 月 日	☐ 適 ☐ 不 適	確認済 ☐

※本届出書中の□は、当てはまるものを■や☑に変更してください。

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

利害関係者との接触に関する報告書

年 月 日

（倫理監督者）

様

所 属
職 名
氏 名
職員番号

利害関係者との接触について、やむを得ない事情により、次のとおり対応したので、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程第4条第2項第8号の規定に基づき報告します。

種 別	☐ 会 食 ☐ 旅 行 ☐ その他（ ）
開 催 年 月 日	
主催者・相手方	名 称（氏名） 所在地（住所） 法人等の場合は相手方の肩書・氏名
内 容 （場所・費用等 を具体的に記入）	
やむを得ない事情、及び職務の執行の公正さを損なうおそれがないと判断した理由	
他の職員と共に 対応する場合	所 属 氏 名

所 属 長	倫 理 監 督 者	受 理 年 月 日	処 理 結 果	確 認
確認済 []		年 月 日	☐ 適 ☐ 不 適	確認済 []

※本報告書中の□は、当てはまるものを■や☑に変更してください。

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

不当要求報告書

年 月 日

（倫理監督者） 様

所 属
職 名
氏 名
職員番号

不当な要求を受けたので、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程第5条第2項の規定に基づき報告します。

要求を受けた年月日及び時間	年 月 日 時 分頃
不当な要求をした相手方	名 称（氏名） 所在地（住所） 法人等の場合は相手方の肩書・氏名
不当な要求の具体的な内容及びその時点での対応	
他の職員と共に 対応した場合	所 属 氏 名

所 属 長	倫 理 監 督 者	受 理 年 月 日	講 じ た 措 置 の 内 容	確 認
確認済 ☐		年 月 日		確認済 ☐

※本報告書中の□は、当てはまるものを■や☑に変更してください。

福井市退職者の再就職に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市の職員の再就職に関して、市が行う事業等との間での透明性及び信頼性を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の常勤の一般職職員及び再任用職員をいう。
- (2) 公共工事等 市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（福井市建設工事等指名業者選定審査会規程（令和2年福井市訓令甲第4号／公企訓令甲第1号）第1条に定める建設コンサルタント業務等）をいう。
- (3) 対象企業 公共工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する営利企業をいう。
- (4) 求職活動 対象企業に対して、本人又は他の職員の再就職を要請することをいう。
- (5) 営業活動 入札及び請負等の契約行為並びに市が行う許認可等の行政処分に関して、再就職した対象企業に有利な取扱いを市に対し要求し又は依頼することをいう。

(求職活動の規制)

第3条 職員は、退職の日以前5年以内に、公共工事等に関する職務に携わっていたときは、求職活動をしてはならない。

(再就職状況の報告)

第4条 職員は、退職の日以後に対象企業に再就職しようとする場合は、退職をする日までに、再就職先届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市を退職の日以後2年以内に対象企業に再就職した場合は、再就職先届出書（様式第1号）を、再就職後1か月以内に市長に提出するものとする。

(営業活動の規制)

第5条 職員であった者で対象企業に再就職したもの（以下「再就職者」という。）は、退職の日以後2年間は営業活動に従事しないものとする。

(再任用職員の取扱い)

第6条 職員のうち再任用職員に対する前3条の規定の適用については、前3条中「退職」とあるのは、「再任用職員となる前の常勤の一般職職員としての退職」とする。

(営業活動への対応)

第7条 職員は、再就職者から前条の規定に違反する営業活動を受けたときは、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程（平成13年訓令甲第14号／教委訓令甲第7号）第5条各項又は職務に関する働きかけの記録等取扱規程（平成15年訓令甲第18号／教委訓令甲第5号）第3条及び第5条各項に基づき対応するものとする。

2 市長は、再就職者が前条に違反する営業活動を行ったときは、当該再就職者及びその者が所属する対象企業に対して書面にて適切な対応を求めるものとする。

(再就職状況の公表)

第8条 第4条の再就職に係る情報については、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、退職前5年間の職歴及び再就職予定企業の情報を開示するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から実施し、同日以後に市を退職した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月30日から実施する。

(様式第1号)

再 就 職 先 届 出 書

年 月 日

ふりがな 氏 名				
退職(予定) 年 月 日	年 月 日	生年月日	年 月 日生	
退職前 5年間の 職歴	発令年月日	所 属		補職名
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
再就職 予 定 企 業	企業名			
	所在地	〒		
	役職名		TEL ()	
		採用予定 年 月 日	年 月 日	
	職 務 内 容			

私は、福井市を退職後に、上記の企業に再就職することになりましたので報告します。

なお、再就職先における福井市への営業活動（入札及び請負等の契約行為並びに福井市が行う許認可等の行政処分に関して、再就職した企業に有利な取扱いを福井市に対し要求し又は依頼すること。）につきましては、福井市を退職した日から2年を経過するまで行いません。

なお、退職前5年間の職歴及び再就職予定企業については、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、これを開示することに同意します。

年 月 日

福 井 市 長 様

住 所

氏 名

○職務に関する働きかけの記録等取扱規程

平成15年10月14日

／訓令甲第18号／教委訓令甲第5号／

(目的)

第1条 この訓令は、職員がその職務に関して受ける働きかけについての記録及び報告の手続を定め、職務の遂行における報告・連絡・相談の徹底による情報の共有化を進めるとともに、これらの内容を情報公開の対象とさせることにより、健全な組織運営と公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。

2 この訓令において「対象者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市議会議員、町村議会議員、県議会議員、国会議員及びそれらの秘書
- (2) 法人その他の団体及びその関係者
- (3) 市民（本市の行政区域外のものを含み、前2号に掲げるものを除く。）

3 この訓令において「働きかけ」とは、対象者が職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないように、面談、電話等により、要望、相談、苦情等を当該職員に伝えることをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令、条例等の規定に基づく聴聞等の公式の場及び市議会の本会議、常任委員会等の公開の場でなされたもの
- (2) 陳情書、要望書、依頼書等の書面でなされたもの
- (3) 前項第2号又は第3号に掲げるものによる働きかけであって、その働きかけの対象となる行為が、働きかけを受けた職員にとって適正な職務の執行と考えられるもの

(働きかけの記録)

第3条 働きかけを受けた職員は、速やかに当該働きかけの内容及びその対応の結果について、職務に関する働きかけ受付記録票（様式。以下「記録票」という。）に正確かつ簡潔に記載するものとする。

(記録票の処理)

第4条 職員は、前条の規定により記録票を作成したときは、直ちに、その職員が所属する課等の

長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。この場合において、その対応に検討を要するものについては、記録票に問題点及び今後の対応策等を記載して報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定による報告を受けた場合は、直属の部長等を経由して、総務部長に報告しなければならない。この場合において、当該報告に係る案件が複数の課等に関係するときは、所属長は、あらかじめ、関係課等と協議しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた総務部長は、当該報告に係る案件が重要であると判断したときは、市長及び副市長に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告が終了したときは、所属長は、記録票の写しを総務部文書法制課長に提出しなければならない。

（公益の確保及び通報者の保護）

第5条 職員は、この規程に反する行為又は公益を害するおそれがある事項を知り得たときは、健全な組織を維持するため、この規程に反する行為又は公益を害するおそれがある事項並びに報告する職員の氏名及び所属を任意の用紙に記載して封筒に入れ、その封筒の表に「公益確保報告」と朱書した上で、郵送その他適宜の方法で、市長に直接報告することができる。

- 2 前項の規定により報告した職員は、このことにより、人事、給与その他の勤務条件についていかなる不利益な取扱いを受けない。

（情報の開示）

第6条 記録票は、福井市情報公開条例（平成8年福井市条例第29号）第7条の開示請求があった場合は、速やかに所定の手続を執ることができるように、整理しておかなければならない。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、職員の職務に関する働きかけの記録等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成19年／訓令甲第16号／教委訓令甲第8号／）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日／訓令甲第27号の3／教委訓令甲第12号／）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年４月１日／訓令甲第１３号／教委訓令甲第７号／）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

様式（第3条関係）

様式（第3条関係）

職務に関する働きかけ受付記録票

受付No. _____

部 等		課 等	
-----	--	-----	--

市 長	副市長	総務部長	担当部長	次 長	課 長	課長補佐	課 員
-----	-----	------	------	-----	-----	------	-----

受付日時	年 月 日 () : ~ : :	受付者 職・氏名	印
記載日時	年 月 日 () : ~ : :	記載者 職・氏名	印
対象者氏名	(役職等)		
対象者住所	(電 話)		
受付方法及び場所	1 来庁(場所:) 2 電話(場所:) 3 その他()		
種 類	1 要望 2 相談 3 その他()		

受付内容	
件 名	
(要旨)	

対応結果	
1 対応しない 2 要検討 3 対応する 4 その他()	
問題点・対応策 ()	

福井市職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、法令違反行為等に関する職員等からの通報を適切に取り扱うため、これらの通報への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、市の法令遵守等を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者を言う。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項又は同条第3項第3号に該当する者

イ 市から事務又は事業を受託したもの並びにその役員及び受託した事務又は事業に従事している者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく市の公の施設の指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市の業務に従事している者

(2) 前号に規定する者で退職して1年以内の者

(3) 前2号に掲げる者に準ずる者として市長が認める者

2 この要綱において「公益通報」とは、職員等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的ではなく、公益を害する職務上の行為（不作為を含む。）に関し行う通報をいう。

3 この要綱において「通報者」とは、公益通報をした職員等をいう。

(公益通報対象)

第3条 職員等は、次に掲げる場合に公益通報を行うものとする。

(1) 職員の職務上の行為が法令等に違反している又は違反しようとしていると思料

する場合

(2) 職員の職務上の行為が人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為が生じている又はまさに生じようとしていると思料する場合

(通報者の責務)

第4条 公益通報をしようとする者は、公益通報に当たっては、原則実名で信頼できる資料に基づき誠実に行わなければならない。この場合において、原則として公益通報に関する通報書（様式第1号）により行うものとする。

2 通報者は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

3 通報者は、公益通報の内容及び調査の状況等を漏洩してはならない。

(公益通報等の受付)

第5条 公益通報に関する受付、相談等の窓口を職員課に設置し、公益通報対応業務を総括する責任者（以下「通報対応責任者」という。）は、職員課長の職にある者をもって充てる。

2 通報対応責任者は、従事者をあらかじめ指定し、従事者の地位に就くことが当該従事者自身に明らかとなる方法により伝達する。

3 公益通報の処理に係る公平性を確保するため、外部窓口を設置するものとする。

4 職員課長は、公益通報を受け付けるときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握するよう努めなければならない。

5 職員課長は、公益通報を受け付けたときは、市長に報告することが適当でないと思えられる相当の理由がある場合を除き、上司を経て市長に報告しなければならない。

(調査の実施)

第6条 職員課長は、公益通報を受理した場合は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行うときはその旨及び着手の時期並びに調査終了までに必要と見込まれる期間を公益通報調査実施決定通知書（様式第2号）により、調査を行わないときはその旨及び理由を公益通報調査不実施決定通知書（様式第3号）により通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が匿名の場合は、この限りでない。

- 2 職員課長は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 職員課長は、調査中は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、調査の進捗状況について、通報者に適宜通知するよう努めなければならない。
- 4 職員課長は、調査終了後は、その結果を速やかに取りまとめ、遅滞なく通報者に通知するよう努めなければならない。
- 5 職員課長は、調査の結果について、必要な資料を添えて直属の上司を経て市長に報告しなければならない。

（利益相反関係の排除）

第7条 通報対応責任者及び従事者は、自ら当事者となっている案件に関する通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報等の対応に関与してはならない。

（調査結果に基づく措置の実施等）

第8条 調査の結果、法令違反等が明らかになった場合には、市長は、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは関係者の処分を行うものとする。

- 2 職員課長は、市長が是正措置等をとった場合には、その内容を利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して遅滞なく通知するよう努めなければならない。
- 3 職員課長は、公益通報の処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、新たな是正措置その他の改善策を講じなければならない。

（公益通報に関する事項の公表）

第9条 市長は、公益通報に関する事項について必要があると認めるときは、適宜公表することができる。

- 2 市長は、公益通報に係る事実がないことが判明した場合等で、関係者の名誉が侵害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措

置を講ずるものとする。

（通報者の保護）

第10条 職員等は、正当な公益通報をしたことを理由として、所属等で不当な取扱いを受けない。

2 職員課長は、公益通報の処理終了後、通報者に対し公益通報をしたことを理由に所属等で不当な取扱いを受けていないか適宜確認しなければならない。

3 正当な公益通報をしたことを理由として、不当な取扱いを受けた職員等は、その旨を市長に申し立てることができる。

4 職員課長は、正当な公益通報をしたことを理由として、職員等が不当な取扱いを受けた事実がある場合は、市長に報告しなければならない。

5 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該不当な取扱いを改善する措置を講じなければならない。

6 市長は、通報者に不当な取扱いを行った者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

（範囲外共有の防止）

第11条 職員等は、内部通報をした者を特定させる事項を範囲外共有すること及び特定しようとすることはしてはならない。

（運用状況の公表）

第12条 市長は、公益通報の件数及びそれらの主な内容について、毎年度公表するものとする。

（教育・周知等）

第13条 通報対応責任者は、職員等に対して法及びこの要綱に基づく制度について、適切な方法により、十分に教育、周知するものとする。

2 通報対応責任者及び従事者は、公益通報に関する問合せ又は相談に応じるものとする。

（関連文書の管理）

第14条 公益通報への対応に係る記録及び関係資料については、文書管理に関する法令に基づき適切な方法で管理しなければならない。

2 通報対応責任者は、内容通報体制について必要に応じて見直し、改善を行う。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公益通報に関する通報書

受付No. _____

市 長	副市長	総務部長	次 長	課 長	課 員
-----	-----	------	-----	-----	-----

◎下の欄に必要事項を記入してください。

対 象 者	所 属	職	氏 名
通 報 者	所 属	職	氏 名
	※市民等の場合 住所（ ） Tel（ ）		

公益通報の内容	
件名	
(要旨)	
(参考資料) ※添付資料がある場合は、その名称等を下欄に記入してください。	

※今後の対応等に関する通知を希望しますか。

☐ はい ☐ いいえ

◎次の欄には記入しないでください。

受 付 日 時	年 月 日 () : ~ :	受 付 者 (職) 氏名	印
媒 体	☐ 紙文書 ☐ 電子メール ☐ 電話 ☐ その他 ()		

受付番号 _____

年 月 日

公 益 通 報 調 査 実 施 決 定 通 知 書

様

総務部職員課長
(福井市長 印)

年 月 日付けで公益通報のありました件について、次のとおり調査を実施することに決定しましたので、福井市職員等の公益通報に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

件 名	
調 査 開 始 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
調 査 終 了 見 込 日	年 月 日
備 考	

受付番号 _____

年 月 日

公 益 通 報 調 査 不 実 施 決 定 通 知 書

様

総務部職員課長

（福井市長 印）

年 月 日付けで公益通報のありました件について、次の理由により調査しないことに決定しましたので、福井市職員等の公益通報に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

件 名	
理 由	

公職選挙法違反に係るアンケート調査結果

回答件数： 51件（回答率：100%）

対象者： 倫理監督者（21名）、企業局職員（30名）

回答期間： 令和7年5月22日から5月26日まで

回答方法： インターネット（電子申請）による回答

【問1】回答者氏名

※省略

【問2】令和5年12月10日に実施された福井市長選挙に関して、市職員（特別職含む）から何らかの依頼を受けたことはありましたか。

（回答内容）

- ・ はい … 25名 （49.0%）
- ・ いいえ … 26名 （51.0%）

【問3】問2の具体的な依頼内容についてお答えください。なお、西行茂氏の個人演説会や出陣式、総決起大会等については「出陣式等」と表記しています。
（複数回答可）

（回答内容）

- ①西行茂氏への投票又は相手候補者へ投票しないこと … 0名
- ②西行茂氏への投票又は相手候補者へ投票しないことの部下等への周知 … 0名
- ③出陣式等への参加 … 7名
- ④出陣式等があることの部下等への周知 … 16名
- ⑤出陣式等へ参加するよう部下等へ周知すること … 1名
- ⑥出陣式等の資料の部下等への配布 … 2名
- ⑦西行茂氏を応援すること … 0名
- ⑧西行茂氏を応援するよう部下等へ周知すること … 0名
- ⑨その他 … 7名

【問4】問3のその他の内容をお答えください。

（回答内容）

- ・ 出席等への依頼ではなく日程の周知があったと記憶している。
- ・ 市職員として、選挙（投票）には積極的に参加するよう。
- ・ 依頼と言っているかわからないが、出陣式等の日程を言われた。

- ・「演説会等があるので、もし興味があったら」と言われた。
- ・日程等が書かれた用紙のコピー。
- ・出陣式等の開催の情報の提供。
- ・日程を周知された。

【問５】問２の依頼があった際に、同席した職員はいましたか。

(回答内容)

- ・はい … ６名 (24.0%)
- ・いいえ … １９名 (76.0%)

【問６】問２の依頼があった際に、同席した職員は誰でしたか。

(回答内容)

- ・同部局内の職員
- ・同部局内の別所属の職員
- ・同所属の職員

【問７】問２は誰からの依頼でしたか。(複数回答可)

(回答内容)

- ①企業管理者 … ２名
- ②市役所ＯＢ … ０名
- ③理事級職員（部長） … １１名
- ④副理事級職員（次長） … ６名
- ⑤参事級職員（課長） … ７名
- ⑥副参事級職員（副課長） … ０名
- ⑦副参事級職員（所長） … １名
- ⑧課長補佐級職員（課長補佐） … ０名
- ⑨その他 … ０名

【問８】問７のその他の内容をお答えください。

※該当する回答なし

【問９】問２の依頼のあった時期をお答えください。(複数回答可)

(回答内容)

- ①選挙期間中（12/3～10） … ２名
- ②選挙公示前（12/2 以前） … １３名

- | | |
|---------|-------|
| ③覚えていない | … 11名 |
| ④その他 | … 1名 |

【問10】問9のその他の内容をお答えください。

(回答内容)

- ・投票日 ※ただし、選挙参加の呼びかけに関するもの。

【問11】問2の依頼のあった時間帯をお答えください。(複数回答可)

(回答内容)

- | | |
|-------------|-------|
| ①勤務時間中 | … 14名 |
| ②勤務時間外 | … 2名 |
| ③不明(覚えていない) | … 9名 |
| ④その他 | … 0名 |

【問12】問11のその他の内容をお答えください。

※該当する回答なし

【問13】問2の依頼を受けた場所についてお答えください。(複数回答可)

(回答内容)

- | | |
|--------|-------|
| ①執務室内 | … 21名 |
| ②執務室外 | … 3名 |
| ③公用メール | … 0名 |
| ④その他 | … 1名 |

【問14】問13のその他の内容をお答えください。

(回答内容)

- ・投票事務従事場所 ※ただし、選挙参加の呼びかけに関するもの

【問15】問2の依頼があった際に、依頼に応じた場合の利益取扱い、又は、応じなかった場合の不利益取扱いについての発言はありましたか。

(回答内容)

- | | |
|-------|----------------|
| ・あった | … 0名 (0.0%) |
| ・なかった | … 25名 (100.0%) |

【問16】問15の発言はどのような内容ですか。

※該当する回答なし

【問 1 7】問 2 の依頼についてどう対応しましたか。

(回答内容)

- | | | | |
|-------------------|---|-------|----------|
| ・拒否した | … | 0 名 | (0.0%) |
| ・拒否しなかった (できなかった) | … | 2 5 名 | (100.0%) |

【問 1 8】問 2 の依頼を拒否しなかった (できなかった) のはなぜですか。

(複数回答可)

(回答内容)

- | | | |
|------------------|---|-------|
| ①違法行為との認識が無かったから | … | 1 4 名 |
| ②業務上の指示であると思ったから | … | 0 名 |
| ③人間関係が壊れるから | … | 3 名 |
| ④依頼者の期待に応えなかったから | … | 1 名 |
| ⑤人事に影響があると思ったから | … | 0 名 |
| ⑥候補者を当選させたかったから | … | 2 名 |
| ⑦その他 | … | 7 名 |

【問 1 9】問 1 8 のその他の内容をお答えください。

(回答内容)

その他の内容を分類するとその要旨は次のとおりである。

- ・理事級職員はそうした情報を伝達周知する立場だと思っていた。
- ・依頼、要請の類と認識していなかった。
- ・日程などのお知らせのみであり、拒否するような内容ではなかった。
- ・候補者の公約などを直接聞くことが出来る個人演説会に参加することは有意義と考えていた。

【問 2 0】令和 5 年 1 2 月 1 0 日に実施された福井市長選挙に関して、市職員（特別職含む）以外から何らかの依頼を受けたことはありましたか。

(回答内容)

- | | | | |
|------|---|-------|---------|
| ・はい | … | 4 名 | (7.8%) |
| ・いいえ | … | 4 7 名 | (92.2%) |

【問 2 1】問 2 0 の協力を依頼してきたのはどなたですか。(複数回答可)

(回答内容)

- ①自治会関係者 … 2名
- ②知人、友人 … 2名
- ③その他 … 0名

【問 2 2】問 2 1 のその他の内容をお答えください。

※該当する回答なし

【問 2 3】西行茂氏の個人演説会や出陣式、総決起大会等（以下「出陣式等」という。）
に関して、部下等に参加を依頼しましたか。

（回答内容）

- ・依頼していない … 38名 （74.5%）
- ・部下にのみ依頼 … 12名 （23.5%）
- ・部下以外にのみ依頼 … 0名 （0.0%）
- ・部下及び部下以外に依頼 … 1名 （2.0%）

【問 2 4】参加を依頼した部下等の人数をお答えください。

（回答内容）

- ・15人 … 1名
- ・9人 … 1名
- ・6人 … 1名
- ・5人 … 4名
- ・3人 … 2名
- ・2人 … 2名
- ・1人 … 1名
- ・無回答 … 1名

【問 2 5】依頼した部下等が参加しているかの把握は行いましたか。

（回答内容）

- ・はい … 0名 （0.0%）
- ・いいえ … 13名 （100.0%）

【問 2 6】問 2 の選挙への協力依頼が、公職選挙法上の公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（第 136 条の 2）に違反しているのではないかと思いますでしたか。

（回答内容）

違反と思った	…	0名	(0.0%)
違反とは思わなかった	…	18名	(72.0%)
分からなかった	…	6名	(24.0%)
公職選挙法のことをよく知らなかった	…	1名	(4.0%)

【問27】問2の選挙への協力依頼が、地方公務員法による政治的行為の制限（第36条）に違反しているのではないかと思いますでしたか。

（回答内容）

違反と思った	…	0名	(0.0%)
違反とは思わなかった	…	19名	(76.0%)
分からなかった	…	6名	(24.0%)
地方公務員法のことをよく知らなかった	…	0名	(0.0%)

【問28】今回の事案が、選挙結果に影響を与えたと思いますか。

（回答内容）

- ・ はい … 4名 (7.8%)
- ・ いいえ … 47名 (92.2%)

【問29】問28のように思った理由を教えてください。

回答の主な内容は次のとおりである。

影響を与えていないとした職員の主な意見としては、「誰に投票するか自らの意思で投票するため、上司の指示が投票に影響を与えるものではない」というものであり、「市職員は候補者の人柄などをある程度把握しているため、市長選において市職員に訴えても影響を与えない」、「影響を及ぼすほど職員数がない」などの理由も見受けられた。

その一方で、「依頼された人がいたのであれば少なからず影響が出たのではないか」や「影響がなかったとは言い切れない」といった意見も出ている。

【問30】今回の事案と同様の行為は、常態化していたと思いますか。

（回答内容）

- ・ はい … 15名 (29.4%)
- ・ いいえ … 36名 (70.6%)

【問31】問30について、いつ頃からこういった行為が行われていたか、分かる範囲でお答えください。

回答の主な内容は次のとおりである。

令和元年の福井県知事選から、出陣式や個人演説会への周知が多くなったといった回答が多数見受けられた。また、十数年前には個人演説会の周知や参加の誘いがあったという内容や常態化しやすい組織風土にあるという意見も寄せられている。

【問 3 2】 その他、この事案に関して意見等がありましたらご記入ください。

回答の主な内容は次のとおりである。

その他の意見として、まず、勤務時間中に周知を行ったことや周知の意味をしっかりと伝えるべきだったことに対する反省の声があった。

また、今回の事案について市民への信頼に与えた影響は大きく、同様のことを起こすことのないよう、信頼回復に向けた取組はもちろん、今後、職員が同様の事案に巻き込まれないような措置、管理職以上への研修、メンタルケアやモチベーションの回復を図る取組みなどの検討についての提案もされている。

さらには、OB職員が関与していた点について、外部との関係性を含め、組織としてどのような構造的課題があったかを明らかにし、再発防止に努めることを望む声も出ている。

倫理規程違反行為の再発防止に係るアンケート調査結果

対象者：市職員 400 名
 回答件数：327 件（回答率：81.75%）
 回答期間：令和 7 年 7 月 9 日から 7 月 16 日まで
 回答方法：インターネット（電子申請）による回答

【問 1】現在のあなたの役職について教えてください。

【問 2】現在のあなたの年齢について教えてください。

（回答内容）

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
管理監督職(課長補佐以上)	67 (20.5%)			6	61
上記以外	260 (79.5%)	38	83	99	40
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 3】令和 6 年 10 月に元副市長が書類送検され、事件が報道された当初のあなたの認識について教えてください。元副市長の行為の重大性について、あなたはどのように感じましたか。

（回答内容）

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
刑事処分を受けるような重大な事案と思った。	268 (81.9%)	26	72	83	87
刑事処分を受けるような重大な事案ではないと思った。	14 (4.3%)	2	1	5	6
重大性については分からなかった。	45 (13.8%)	10	10	17	8
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 4】その後、元副市長が刑事処分を受け、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程違反であることが認定されました。そのことを前提として、現時点で、元副市長の行為について、あなたはどのように感じていますか。

(主な回答内容)

- ・倫理規定遵守の意識が非常に薄く、市民からの信用を失った行為である。
- ・日々真面目に仕事に取り組んでいる職員のモチベーションを大きく低下させた。
- ・やってはいけない行為で、処分は適切だが、OB職員からの頼みで断りづらいという思いも理解できる。毅然とした態度で対応すべきものであった。
- ・いまだに働きかけがあり、以前から同様の行為が行われている慣習のようなものが市役所内にあったのではないか。
- ・働きかけがあった場合に、職員をきちんと守ってくれる仕組みが必要である。

【問5】地方公務員法第34条により、地方公務員には**秘密を守る義務**があることを知っていますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上
当該事案の前から知っていた。	321 (98.2%)	34	82	105	100
当該事案を機に知った。	3 (0.9%)	2	1		
知らなかった。	3 (0.9%)	2			1
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問6】令和6年1月に元上下水道事業管理者が書類送検され、事件が報道された当初のあなたの認識について教えてください。元上下水道事業管理者の行為について、あなたはどのように感じましたか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上
刑事処分を受けるような重大な事案と思った。	183 (55.9%)	20	49	56	58
刑事処分を受けるような重大な事案ではないと思った。	61 (18.7%)	3	15	18	25
重大性については分からなかった。	83 (25.4%)	15	19	31	18
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 7】その後、上下水道事業管理者が刑事処分を受け、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程違反であることが認定されました。そのことを前提として、現時点で、元上下水道事業管理者の行為について、あなたはどのように感じていますか。

(主な回答内容)

- ・公務員としてあるまじき行為で、職員を指導する立場の者の行為であり、市民からの信用を大きく失墜させ、職員のモチベーションを著しく低下させた。
- ・同様の行為が行われるような組織風土があり、今回も組織的に行われていたと感じている。元上下水道事業管理者も不適切だが、応じてしまった部長級職員や管理職の意識も問題である。
- ・外部等の圧力があり、当該行為に至らざるを得なかったのではないか。
- ・不適切な行為であることは確かだと思うが、刑事罰を受けるまでに至ることは想定外であったし、重過ぎる処分だと感じた。
- ・公務員における選挙活動にあたる行為範囲が不明瞭なところがあると感じている
- ・地位利用の線引きがあいまいで、職員組合での活動などとの区別がつかない。
- ・自分の考えを改めるきっかけとなった。

【問 8】地方公務員法第 36 条により、地方公務員は政治的行為が制限されていることを知っていますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
当該事案の前から知っていた。	318 (97.2%)	32	82	103	101
当該事案を機に知った。	8 (2.5%)	5	1	2	
知らなかった。	1 (0.3%)	1			
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 9】公職選挙法第 129 条により、選挙の事前運動が規制されていることを知っていますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
当該事案の前から知っていた。	284 (86.9%)	29	78	89	88
当該事案を機に知った。	22 (6.7%)	4	2	6	10
知らなかった。	21 (6.4%)	5	3	10	3
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 10】公職選挙法第 136 条の 2 により、公務員等は地位を利用した選挙運動が禁止されていることを知っていますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
当該事案の前から知っていた。	275 (84.1%)	28	74	88	85
当該事案を機に知った。	34 (10.4%)	6	5	9	14
知らなかった。	18 (5.5%)	4	4	8	2
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 11】過去 5 年以内の選挙に関して、あなたが公職選挙法等に抵触する恐れがあるような行為をしたことはありますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
はい	2 (0.6%)			2	
いいえ	325 (99.4%)	38	83	103	101
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 1 2】問 1 1 の行為は、どのような内容でしたか。

(回答内容)

- ・上司から特定の候補者の講演会の日時を知らされたため、部下に共有した。
- ・立会演説会の参加が自由意思でなく、動員だった。立会演説会の参加がイベントの動員と同列でカウントされていた。

【問 1 3】過去 5 年以内の選挙に関して、あなたは公職選挙法等に抵触する恐れがあるような働きかけを受けたことはありますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
はい	28 (8.6%)	2	8	10	8
いいえ	299 (91.4%)	36	75	95	93
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 1 4】問 1 3 の働きかけは、どのような立場の人から受けたものでしたか。また、それはどのような行為でしたか。

(主な回答内容)

- ・市議
- ・上司からの総決起大会、演説会への参加の呼びかけ
- ・上司からの出陣式、演説会の出席の依頼
- ・職員組合からの演説会への参加の促し、投票の依頼

【問 1 5】その働きかけに対して、あなたはどのように対応しましたか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
上司や同僚に相談して対応した。	9 (32.1%)	1	3	3	2
誰にも相談せず、ひとりで対応した。	8 (28.6%)	1		4	3
その他	11 (39.3%)		5	3	3
計	28 (100.0%)	2	8	10	8

<その他の内容>

- ・複数人に対して指示があったため、指示された人みんなに対応した。
- ・上司から指示ではなかったが、内容も不明なまま選挙の応援会に参加した。
- ・参加を断った。
- ・発言は聞かなかったことにした。
- ・情報のみ部下に共有したが、参加依頼などはせず自分は参加した。
- ・個人として、もともと応援したい候補者であったため一人で対応した。
- ・「わかりました。」と答えたが、実際には参加しなかった。

【問 1 6】あなたは、職務執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、「福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程」が定められていることを知っていますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
事件の前から知っていた。	276 (84.4%)	16	70	93	97
事件を機に知った。	34 (10.4%)	11	11	10	2
知らなかった。	17 (5.2%)	11	2	2	2
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 1 7】あなたは、福井市特別職職員等及び一般職職員倫理規程の内容について理解し、遵守していますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
理解し、遵守している。	269 (86.8%)	22	72	84	91
理解はしているものの、遵守していないこともある。	5 (1.6%)			2	3
十分に理解していない部分もあり、遵守していないこともある又はあるかもしれない。	25 (8.1%)	2	7	13	3

あまり理解していない。	11 (3.5%)	3	2	4	2
計	310 (100.0%)	27	81	103	99

【問 1 8】問 1 7 の規程を遵守しない理由や遵守できなかった内容はどういったものでしたか。

(主な回答内容)

- ・規定はあるものの遵守するように働きかける力が働いていない。
- ・市全体に付度を最優先するような雰囲気があるため。
- ・規程を完全に理解しているかといわれると疑問が残るため。

【問 1 9】あなたは、市職員の再就職に関して、市が行う事業等との間での透明性及び信頼性を確保するために、「福井市退職者の再就職に関する取扱要綱」が定められていることを知っていますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
事件の前から知っていた。	111 (33.9%)	6	25	33	47
事件を機に知った。	80 (24.5%)	5	19	27	29
知らなかった。	136 (41.6%)	27	39	45	25
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 2 0】あなたは、福井市退職者の再就職に関する取扱要綱の内容について理解していますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
理解している。	88 (46.1%)	6	21	25	36
あまり理解していない。	103 (53.9%)	5	23	35	40

計	191 (100.0%)	11	44	60	76
---	-----------------	----	----	----	----

【問 2 1】あなたは、職務の遂行における報告・連絡・相談の徹底による情報の共有化を進め、健全な組織運営と公正で開かれた市政の推進に資することを目的に、「職務に関する働きかけの記録等取扱規程」が定められていることを知っていますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
事件の前から知っていた。	210 (64.2%)	10	44	69	87
事件を機に知った。	29 (8.9%)	2	9	16	2
知らなかった。	88 (26.9%)	26	30	20	12
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 2 2】あなたは、職務に関する働きかけの記録等取扱規程の内容について理解し、遵守していますか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
理解し、遵守している。	179 (74.9%)	10	40	55	74
理解はしているものの、遵守していないこともある。	7 (2.9%)	1		2	4
十分に理解していない部分もあり、遵守していないこともある又はあるかもしれない。	26 (10.9%)		6	11	9
あまり理解していない。	27 (11.3%)	1	7	17	2
計	239 (100.0%)	12	53	85	89

【問 2 3】問 2 2 の規程を遵守しない理由や遵守できなかった内容はどのようなものでしたか。

(主な回答内容)

- ・記録を残す必要かどうかの判断が曖昧であるため、記録を残したことがない。
- ・働きかけに該当するかどうかの線引きがよく分からない。
- ・規程があるのは知っているが、読んでいないため詳しくはわからない。
- ・グレーゾーンが多く、記録を残す手間も有名無実化している要因だと感じる。
- ・議員からの働きかけに対し、記録簿を作成したが所属長には報告しなかった。
- ・部局によっては働きかけが常態化し、記録したところで組織的な対応は難しい。
- ・この記録によってどのように守られるかが明確になっていない。
- ・報告により相手方から報復されないかが心配である。

【問 2 4】あなたは、過去 5 年以内に、職務に関連したもので明らかに不当と思われる働きかけを受けたことがありましたか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
はい	15 (4.6%)		7	5	3
いいえ	312 (95.4%)	38	76	100	98
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 2 5】問 2 4 の働きかけは、どのような立場の人から受けたものでしたか。また、それはどのような行為でしたか。

(回答内容)

- ・市民から一方的に土地を買い取るよう要求された。
- ・上司から知り合いの業者に業務を発注するよう指示されたことがある。
- ・議員から補助の対象にならなかった方を補助対象にするよう言われた。
- ・具体的には述べないが、市議会議員から働きかけを受けたことがある。
- ・要望書の対応ができなかった際、議員から要望どおり対応するよう言われた。

【問 2 6】その働きかけに対して、あなたはどのように対応しましたか。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
上司や同僚に相談して対応した。	9 (60.0%)		5	2	2
誰にも相談せず、ひとりで対応した。	2 (13.3%)			1	1
その他	4 (26.7%)		2	2	
計	15 (100.0%)		7	5	3

<その他の内容>

- ・上司に判断を仰いだ。
- ・上司に命令が下りてくるため、その指示に従い組織的に意思決定を行った。
- ・そもそも上司が窓口であった。
- ・上司から言われて、疑問に思いながらも対応した

【問 2 7】あなたは、公務に対する市民の信頼を確保し、市政の適切な運営に資することを目的に**公益通報制度**（福井市職員等の公益通報等に関する要綱）があることを知っていますか。

（回答内容）

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
事件の前から知っていた。	197 (60.3%)	10	46	73	68
事件を機に知った。	39 (11.9%)	5	10	8	16
知らなかった。	91 (27.8%)	23	27	24	17
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 2 8】もしも、あなたが法令等に違反すると思われる事実を知った場合、公益通報制度を利用しようと思いますか。

（回答内容）

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
はい	258 (78.9%)	36	65	77	80

いいえ	69 (21.1%)	2	18	28	21
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

【問 2 9】あなたが公益通報制度を利用しないと思った理由を教えてください。

(主な回答内容)

- ・公益通報者がその後命を落とす事例もあるため、現状の制度では利用しづらい。
- ・通報者に不利益がないとは必ずしも言えない。
- ・他自治体の事件をみて躊躇してしまう。
- ・自分が声を挙げなくても他の人が声を上げるのではという面倒な気持ちがある。
- ・職員としてちゃんと本人にだめだと伝えるのが先だと思う。
- ・市全体に付度を最優先するような雰囲気があり信用できない。
- ・組織として公益通報制度が機能するとは思えないため。
- ・自己判断が難しいため、まずは身近な上司等に相談すると思うから。
- ・公益通報制度が身近でなく、利用しようという思いに至らない。
- ・変にトラブルに巻き込まれたくないから。
- ・関わりたくない。

【問 3 0】元副市長が地方公務員違反を起こしてしまった理由は、どのような事情・理由・背景があったと思いますか。

(主な回答内容)

- ・法令や倫理観に対する認識の甘さ
- ・形骸化したルール
- ・OB職員等からの圧力や親しい間柄での馴れ合い
- ・自身の評判や評価を考えた私利私欲に基づくもの
- ・組織文化や風土に起因する断りにくい環境の醸成

【問 3 1】元上下水道事業管理者が公職選挙法違反を起こしてしまった理由は、どのような事情・理由・背景があったと思いますか。

(主な回答内容)

内容を分類するとその要旨は次のとおりである。

- ・法令の理解不足や倫理観に対する認識の甘さ
- ・慣例や前例踏襲による常習化
- ・OB職員等からの圧力や親しい間柄での馴れ合い
- ・自身の処遇を見据えた利己的な理由

【問 3 2】元副市長の地方公務員違反及び元上下水道事業管理者の公職選挙法違反を踏まえ、これらの再発防止のためには何が必要と思うかお答えください。

(回答内容)

選択肢	回答数	10・20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
法令や事例の研修	193 (59.0%)	30	52	55	56
働きかけの記録制度の充実	76 (23.3%)	7	15	27	27
その他	58 (17.7%)	1	16	23	18
計	327 (100.0%)	38	83	105	101

<その他の内容>

- ・法令や事例の研修
- ・不正を断る勇気とスキルの向上
- ・職員の再就職先の管理
- ・上層部、議員等の体質改善
- ・行為に対する適切な処分
- ・職員の意識改革
- ・外部からの不当または不正な働きかけから職員を保護する体制の確立
- ・働きかけ記録制度の充実と記録する際の基準の明確化
- ・働きかけ事例が提出しやすい環境の充実
- ・外部圧力に屈しない組織体制
- ・何をしても結局そういうことは起こる

【問 3 3】問 3 2 で選択した回答に関して、「具体的にこうしたら良い」という方法などがありましたらお答えください。

(主な回答内容)

再発防止策として提案のあった主な内容は次のとおりである。

- ・具体的な事件の事例や処分内容を紹介する研修の実施
- ・管理職を対象にした研修の実施
- ・警察官や検察官を講師とした研修の実施
- ・コンプライアンス推進部署の設置などの組織体制の整備
- ・働きかけ記録制度の見直し
- ・違反行為に対する厳罰化と速やかな周知

